

出席議員（18名）

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	伊藤	良昭	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤	秀典	君
まちづくり政策課長	鈴木	仁	君
財政課長	相原	光男	君
税務課長	佐藤	芳	君
町民環境課長	安彦	秀昭	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	平間	清志	君
子ども家庭課長	鈴木	俊昭	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	五十嵐 眞祐美 君
危機管理監	大川原 真一 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	水上 祐治 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 査	佐山 亨

議事日程 (第1号)

平成29年6月6日(火曜日) 午前9時30分 再会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 開催期間の決定
- 第 3 諸報告
 - (1) 議長報告
 - (2) 町政報告
- 第 4 報告第 2号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第 5 報告第 3号 専決処分の報告について(平成28年度柴田町一般会計補正予算)
- 第 6 報告第 4号 専決処分の報告について(平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算)

- 第 7 報告第 5号 専決処分の報告について（平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算）
- 第 8 報告第 6号 専決処分の報告について（平成28年度柴田町介護保険特別会計補正予算）
- 第 9 報告第 7号 専決処分の報告について（平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算）
- 第10 報告第 8号 専決処分の報告について（柴田町町税条例の一部を改正する条例）
- 第11 報告第 9号 専決処分の報告について（柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第12 報告第10号 専決処分の報告について（柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 第13 報告第11号 専決処分の報告について（柴田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 第14 報告第12号 平成28年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第15 報告第13号 平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第16 報告第14号 平成28年度柴田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第17 一般質問
- (1) 舟 山 彰 議員
 - (2) 平 間 奈緒美 議員
 - (3) 吉 田 和 夫 議員
 - (4) 加 藤 滋 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再会

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成29年度柴田町議会6月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において3番安藤義憲君、4番平間幸弘君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。6月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から6月9日までの4日間と意見が一致いたしました。よって、6月会議の開催期間は本日から6月9日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日から6月9日までと決定いたしました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付しました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、6月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第3 諸報告

○議長（高橋たい子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

なお、平成28年度12月会議において採択されました請願第1号子どもの甲状腺エコー検査を希望する町民に対し、町が年1～2回程度、継続的に検査を実施することを求める請願に係る地方自治法第125条の規定に基づく請願の処理の経過及び結果についても配付しております。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） おはようございます。新しい議員構成及び柴田町始まって以来の女性議長のもとでの本格的な議会となります。今回の会議からネット中継も行われるようになりました。活発な議論を通じて、町民に見える議会とさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

報告事項3件ございます。随時報告いたします。

まず、「白石川堤外地親水公園」完成式について申し上げます。

白石川千桜公園と桜の小径からなる白石川堤外地親水公園が、船岡字川端地内に完成し、平成29年3月30日に完成式を行いました。当日は、ご来賓や地域の皆様など多くの方々にご参加いただき、ともに完成を祝うことができました。

白石川堤外地親水公園は、国の社会資本整備総合交付金事業の採択を受け、平成24年度から町民とともにワークショップでデザインや周辺景観などを決定し、整備を進めてまいりました。白石川堤外地親水公園内には、町制施行60周年を記念して製作した白石川と一目千本桜をモチーフにしたモニュメントを設置し、お披露目をいたしました。開園を心待ちにしていた多くの方が散策を楽しむ姿を見て、改めて完成の喜びを感じたところでございます。今後とも、皆様に喜んでいただけるような公園づくりに取り組んでまいります。

最後に、白石川堤外地親水公園の整備にご協力いただいた多くの方々に心から感謝を申し上げます、報告といたします。

「しばた桜まつり」について申し上げます。

ことしも、多くの町民の皆様や関係機関からご協力をいただき、しばた桜まつりを4月5日から4月23日までの19日間開催いたしました。ことしは、満開後の強風で花びらが一気に散ったこともあり、昨年より4日間短い開催期間となりました。

期間中のイベントとしては、昨年に引き続き、商工会主催によるうまいものマルシェを仙台銀行駐車場で開催し、大勢のお客様でにぎわいました。また、今回初めて開催したさくらマル

シェでは、町内の5団体が自慢のお弁当やお菓子、コーヒーなどを販売し、大盛況となりました。満開となった15日には、新しく完成したばかりの白石川堤外地親水公園に青空応援団が登場し、迫力ある応援で来場者にエールを送ると周囲は熱く盛り上がりました。16日には、上川名地区活性化組合による餅つき体験や、船岡祭友会による神輿渡御が行われ、外国人観光客の皆様には日本の伝統文化を楽しんでいただきました。

ことは、ツアーバスを利用した台湾、タイなどの観光客のほか、中国、フランス、ロシア、ブラジルなどから個人旅行者が訪れました。海外に向けたプロモーションやユーチューブでの動画配信、香港でのラッピングバス運行などの効果があらわれたものと考えております。来年も、美しい桜を初めとした花々が咲き誇り、国内外から多くの観光客を迎え入れることを期待して報告いたします。

次に、「局地冠水対策マニュアル」に関する住民説明会について申し上げます。

平成27年9月の関東・東北豪雨で大きな被害があった5地区に特定して作成した局地冠水対策マニュアルに関する住民説明会を、先月、当該地区にある公民館や集会所など、4カ所で開催いたしました。説明会には合計134人の住民が参加し、行政区の役員だけでなく若い方の姿も見られました。

説明会に当たっては、町の財政状況、水門の仕組み、個別の冠水対策、町の防災体制、住民の避難体制といった内容を説明いたしました。参加者からは排水ポンプの設置、排水路のしゅんせつ、側溝の改修など、特にハード面での要望が出され、自分の住んでいる地域のことを非常に心配しているということが改めて感じられました。また、雨水排水の仕組みを知ることができて大変よかったという感想もいただきました。住民と町が情報を共有することの大切さを実感しました。

局地冠水対策マニュアルは、これからも町が地域の住民と一緒にあってつくり上げ、より良いものにしてまいりますので、議員の皆様におかれましてもご理解とご協力を賜るようお願い申し上げます。

最後に、説明会にご参加いただいた多くの皆様に心から感謝を申し上げ、報告いたします。

○議長（高橋たい子君） これより**議会運営基準**により**質疑を許しますが**、「桜まつり」「冠水対策」については一般質問通告がされておりますので、今回は省略いたします。「桜まつり」「冠水対策」、その他一般質問通告以外の、質疑を許します。

質疑は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

○議長（高橋たい子君） 日程第4、報告第2号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第2号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は平成28年10月28日に蔵王町宮字二坂地内において発生した自動車と公用車による交通事故について和解が成立し、損害賠償額が確定したことについてのものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により専決処分したので報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） それでは、詳細説明をいたします。

報告書1ページをお開きください。

報告第2号専決処分の報告についてですが、ただいま町長が報告理由で申しあげましたように、和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告になります。

3ページになります。

専決処分書のとおり、専決処分日は平成29年4月12日になります。

専決処分の内容につきまして説明をいたします。交通事故の発生状況につきましては、平成28年10月28日金曜日午後5時30分ごろ、蔵王町宮字二坂地内の国道4号線籠石交差点におきまして、白石市から大河原町方面へ直進中の職員が運転する公用車と対向車線から赤信号で右折してきた相手方車両とが衝突したものです。

記の1、和解及び損害賠償の相手方につきましては記載のとおりです。

2の和解の内容及び3の損害賠償の額につきましては、事故の過失割合を町30%とし、相手方車両の被害総額11万920円の30%相当額となる3万3,276円を損害賠償額として支払い、その余の異議請求をしないことで和解が成立したものです。

なお、この事故の当事者職員及び所属課長に対しましては、事故の実態を検証し、安全運転

徹底などより一層の安全運転に努めるよう指導したところです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。7番秋本好則議員。

○7番（秋本好則君） 秋本です。1点だけ質問させていただきます。

この事故によるけがといったものは起きたのかどうか。その辺について説明を願いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） この事故におきまして、人身の損害はないと、双方ともけがはなかったということでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに。水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 当世ですから、交通事故を全く100%防げということは無理なんです。そのことは百も承知なんです。本町の職員に対しての公用車の運転時の安全、課長も答弁されましたけれども、その中身、どういった内容で、例えばの話、運転するときとはということでどういった教育と研修とかされているのかお聞きします。

当然、こっちが加害者になるか被害者になるかということもあるわけですが、通行していることで、もらい事故ということもあるわけですが、それはともかく本町の役場としてどのような安全運転の教育をしているかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） 職員関係で職員向けの安全運転の講習会を毎年開いております。8月ごろになるんですけども、今年度も開催したいと考えているところです。また、公用車の配車時、申請書が来るわけですが、安全運転してこいということで一言かけることが大事なのかなと考えています。

○議長（高橋たい子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

ほかにないようでございますので、以上で、報告第2号専決処分の報告についてを終結いたします。

(平成28年度柴田町一般会計補正予算)

○議長（高橋たい子君） 日程第5、報告第3号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第3号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成28年度柴田町一般会計補正予算は、先般開かれました平成28年度2月会議の後に、町税や地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金などの歳入が確定したことや、歳出におきましては、特別会計繰出金の確定、民生費、土木費、教育費などの各事務事業費の精算によるものであり、歳入歳出とも6,053万5,000円の減額補正となりました。この減額補正によります補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ130億8,408万2,000円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項及び第6項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） それでは、報告書5ページをお開きください。

報告第3号専決処分の報告についてですが、平成28年度柴田町一般会計補正予算についての専決処分の報告になります。

7ページになります。

専決処分書のとおり、専決処分日は平成29年3月31日です。

9ページをお開きください。

平成28年度柴田町一般会計補正予算です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,053万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ130億8,408万2,000円とするものです。

17ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正につきましては、2款3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務から10款1項教育総務費の学校施設大規模改造事業までの7事業において、平成28年度事業量が確定し、29年度への繰越額が確定したため、金額を補正するものです。

18ページをお開きください。

第3表地方債補正です。変更5件、廃止1件となります。

1の変更の5件につきましては、公営住宅整備事業費から学校教育施設整備事業費まで事業

実績及び事業費所要見込額の精算に基づき、限度額をいずれも減額補正するものです。

2の廃止1件は、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金において貸し付け希望者がいなかったことから、当該年度分の地方債を廃止いたします。

22ページをお開きください。

歳入です。主に町税の収入実績と各種交付金、地方交付税、国県支出金の交付額の決定、繰入金金の減額等に伴う補正となります。主なものについてのみ説明をさせていただきます。

1款1項町民税から次のページの5項都市計画税までの町税につきましては、現年度課税分と滞納繰越分の補正額を合わせて1億7,899万4,000円の増額補正となりました。

1項町民税1目個人町民税の1節現年課税分は、給与所得の伸び及び退職所得に係る分離課税分の増額などにより、1,249万6,000円の増額補正となりました。

2目法人町民税の1節現年課税分は、6,657万8,000円の増額補正となりました。これは国内の顕著な景気動向に支えられ、町内企業においても製造業を中心に業績が、見込みに比べ好調であったことが主な要因と考えています。

2項1目固定資産税の1節現年課税分5,499万7,000円の増額は、平成27年度中の新築家屋の増及び設備投資が進められたことで、償却資産の増収があったことにより増額となったものです。

4項1目町たばこ税の1節現年課税分は213万4,000円の増額補正となりましたが、町内喫煙者の減少は一層進んでいると見られ、前年度の決算額との比較では672万7,000円の減少となっております。

24ページをお開きください。

4款配当割交付金1,084万2,000円の減、次の5款株式等譲渡所得割交付金477万1,000円の減につきましては、株式等の配当譲渡に対する納められた税をもとに県から一定の基準により交付されるものですが、それぞれ交付決定による減額補正となります。

次のページになります。

6款1項1目地方消費税交付金7,199万9,000円の減につきましては、交付額決定による減額補正となります。

次に、11款1項1目地方交付税につきましては、今回確定いたしました特別交付税が7,736万1,000円の増及び震災復興特別交付税2,908万5,000円の増を合わせて1億644万6,000円の増額となったことにより、平成28年度の地方交付税の総額は29億4,837万4,000円となりました。内訳は、普通交付税が24億542万8,000円、特別交付税が2億2,736万1,000円、震災復興特別交

付税が3億1,558万5,000円となります。

29ページをお開きください。

15款2項5目土木費国庫補助金3,346万8,000円の減の要因は、主に1節の社会資本整備総合交付金の公的賃貸住宅家賃低廉化事業の交付額確定により、2,626万8,000円の減となったことによるものです。

33ページをお開きください。

18款1項2目ふるさと応援寄附金71万5,000円の増につきましては、ふるさと柴田応援寄附金の申し込みの確定による増加となります。補正後の予算額は、1億4,471万5,000円となりました。

19款1項2目基金繰入金につきましては、1億8,881万3,000円を減額し、財政調整基金に戻し入れを行います。また、歳出で別途財政調整基金へ11万1,000円、町債等管理基金へ1万4,000円の積み立てをそれぞれ行っており、これらによります平成28年度末の専決処分補正予算段階での財政調整基金の残高は14億8,082万160円、町債等管理基金2億11万9,352円、2つの基金の合計額は16億8,093万9,512円となります。

これを平成27年度決算額と比較しますと、27年度末は16億6,915万8,898円でしたので、1,178万614円の増額となります。一方、平成29年度の当初及び補正予算で既に財政調整基金2億7,042万1,000円を取り崩しておりますので、現在の予算ベースでの財政調整基金の残高は、12億1,040万160円となり、町債等管理基金と合わせた2つの基金の残高では14億1,052万512円となっております。

次に、36ページをお開きください。

22款町債です。1項2目土木債の1節公営住宅整備事業債から4目1節の災害援護資金貸付金まで4,610万円の減額につきましては、先ほど地方債補正で説明いたしました内容での補正計上となります。

37ページになります。

歳出です。年度末の補正であることから、一部基金への積立金等による増額もありますが、ほとんどがそれぞれ事業費の確定による不用額の減額補正となります。歳入と同様に主なものについてのみ説明させていただきます。

39ページをお開きください。

2款1項2目企画管理費の25節積立金71万6,000円の増につきましては、ふるさと柴田応援基金へ積み立てするものです。

40ページをお開きください。

2款1項6目基金管理費25節積立金12万5,000円の増につきましては、歳入で説明いたしましたが、基金利子分として財政調整基金へ11万1,000円、町債等管理基金に1万4,000円を積み立ていたします。

45ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費28節繰出金952万9,000円の減につきましては、事業費の確定に伴う国民健康保険事業特別会計へのルール分の繰出金の減額補正となります。

46ページをお開きください。

6目障害者更生援護事業費1,126万円の減につきましては、13節委託料や19節負担金補助及び交付金、20節扶助費など、それぞれの事業費確定に伴う減額補正となります。

47ページになります。

9目臨時福祉給付金給付事業費621万6,000円の減につきましては、事業の確定に伴い給付金額などが確定したことによる減額補正となります。

48ページをお開きください。

3款2項3目子ども医療対策費334万7,000円の減につきましては、子ども医療費助成事業の事業費確定に伴う扶助費などの減額補正となります。

51ページをお開きください。

4款1項6目保健指導費1,104万4,000円の減につきましては、母子保健指導事業費に係る各種健康診査などの委託料の確定などによる減額補正を、また次の7目予防費2,119万3,000円の減につきましては、次の52ページになりますが、各種予防接種や検診の委託料を初めとする減額補正を、それぞれの事業費確定に伴い計上しております。

54ページをお開きください。

6款1項11目ほ場整備事業費378万4,000円の減につきましては、県農地整備事業調査負担金などの確定に伴う減額補正となります。

58ページをお開きください。

8款4項3目公共下水道費1,552万8,000円の減につきましては、公共下水道事業特別会計への繰り出し金の確定に伴う減額補正となります。

61ページをお開きください。

10款1項2目教育管理費421万8,000円の減につきましては、15節工事請負費の小学校プールトイレ用量水器取付工事から、次のページ、船迫中学校大規模改造工事（トイレ）までの239

万2,000円の減額補正が主なものとなります。

66ページをお開きください。

10款5項4目図書館費25節積立金では4,301万2,000円を図書館建設基金へ積み立てますが、これにより基金残高は2億31万4,635円となります。また、続く6項1目保健体育総務費では、25節積立金でスポーツ振興基金へ1億1万6,000円を積み立てし、基金残高を3億1,552万6,974円に、さらに次のページになりますが、3目給食センター費25節積立金830万8,000円を学校給食センター建設等整備基金へ積み立てし、基金残高を1億1,007万3,109円とするものです。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 1点質問させていただきます。

41ページなんですけど、地方創生事業費、中身については次の42ページのところに19節の負担金補助及び交付金の中で、異業種ビジネス事業と次の柴田の6次化事業、これが随分減っているんですけども、この中身どういう形だったのか、そこについて説明お願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 1点目、商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 異業種ビジネスチャンス支援事業補助についてなんですけれども、これにつきましては開発テーマに掲げていた1つの事業の予定、購入する商品サンプル、それが予定がなくなったということで材料費が減ったこと。そしてもう一つ、研修費、予定していた研修がたまたま今回事業者が行く予定だったところが直接出張に合わせて研修を行ったり、また皆さんと合わせて行う合同の勉強会、講師謝金が無くなったということでの減額補正となっております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 2点目、農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 柴田の6次化支援強化事業補助の関係でございますが、今回の補助については2件ございまして、1つは柴田特産品加工組合に対する補助でございます。もう1つは入間田地区農産物加工組合設立準備委員会に対する補助でございましたが、1点目の特産品加工組合に関しては、老朽化した施設を建てかえるという計画を今組合でしておるんですが、それに対する設計関係でございました。こちらに関しては請差が生じたということでござ

います。

もう1点目の入間田地区農産物加工組合の設立準備委員会の関係でございますが、こちらに関しては100万円を当初予定して組織の立ち上げから勉強会に対するアドバイザー等の招聘、あとは共同加工場、直売所ということで建設する予定でございますので、こちらの設計関係を行いたいということで検討しておりましたが、地域の方と6回ほど打ち合わせをして、なおかつ先進地等の視察も行ったわけなんです、当初の発想が改善センター等を核にして地域活動をしていたということもございまして、どのようなものをつくるかという話から始まったりして、ある程度話し合いは進んでおるんですが、今現在のところは設立準備委員会をつくったという形の段階でございます。今後は、そちらを地域に周知しまして、本年度というか29年度は実際の建物建設等を検討していく予定でございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ございますか。6番吉田和夫君。

○6番（吉田和夫君） 6番吉田和夫です。

33ページ、収入の18款寄附金ふるさと応援寄附金ですけれども、1億円の大台に乗りました。総務省では、ふるさと応援基金での総務省から一部見直しの通達なんか出されるところがあるんですけれども、柴田町では見直しとかというのはあったんでしょうか。あるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 総務省から通達ございました。カメラにつきましては差し控えるようにということで名指しでございましたので、カメラは既に掲載は取りやめたということでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ございますか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。33ページ、17款財産収入不動産売却収入があるんですが、どこの分でしょうか。

それから、39ページ、企画管理費の報償費等でマイナスになっている、例えば総合戦略推進委員会委員報償とか地域公共交通活性化協議会委員報償等がマイナスになっているんですが、予定どおり開催されて、その上でのマイナスなんでしょうか。説明をお願いします。

その下の19節負担金補助及び交付金のところで、槻木まちづくりの会補助金もマイナスになっているんですが、この説明もお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1点目、財政課長。

○財政課長（相原光男君） 土地の売り払いです。3件ございました。上名生字八幡前の赤道部分が1カ所、中名生字西洞明田というのかな、宅地が1カ所、船岡字並松6の1並松運動場の裏面が1カ所の3カ所でございます。

○議長（高橋たい子君） 2点目、3点目、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 39ページの8の報償費でございます。上から2段目の総合戦略推進委員会の委員の報償費でございますけれども、当初3回分ということで予算計上しまして2回の開催で終了したということでございます。事業については検討いただいたという内容になってございます。

4つ目でございますけれども、地域公共交通活性化協議会委員報償でございます。こちらにつきましては、公共交通につきまして委員の方々のお話を頂戴するというものでございますけれども、そのテーマとしまして協議会に上げるものの、町のほうでの協議会に上げるまでの前提、調整というものが調ったという要件が整いまして協議会に上程するというものでございますので、こちらは予算は委員報酬としまして10万円、当初で予算を措置させていただきましたが、開催には至らなかったということでございます。

19節負担金補助及び交付金でございます。上にごございます槻木まちづくりの会の補助金でございます。当初予算では30万円ということで予算措置をさせていただきました。事業精算によりまして12万8,000円の減ということで、実績報告いただいたものを今回措置させていただくものでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ございますか。17番水戸義裕君。1人1回でございます。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 歳出52ページ、4款1項7目13節委託料乳幼児等定期予防接種委託料が1,000万円ほど減になっています。正確に予算を立てられないというのはわかるんですが、1,000万円ほど不用になった、要らなくなったということでは、どういった内容でこのようになったのかをお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 乳幼児予防接種委託料の減額ということなんですけれども、こちらは大体8割から9割が受けるという接種率で当初予算を組ませていただいております。今回の減額の大きなところは、HPV子宮頸がん予防ワクチンを1人1回分ずつ予算化していたところが、全体で6人だけであったところと、昨年10月から始まりましたB型肝炎予防ワクチン、600人分見ていたんですが、そちらが実績が400人ということで、そこが非常に大きなもの

でした。それ以外は例年どおりの9割等で接種率は上がっております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようでございますので、以上で、報告第3号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第6 報告第4号 専決処分の報告について

（平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算）

○議長（高橋たい子君） 日程第6、報告第4号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第4号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては、国民健康保険税、国県支出金などの額が確定したものであります。歳出につきましては、総務費の事務費、保険給付費などの確定によるものであります。歳入歳出とも317万6,000円を増額補正し、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ47億3,655万5,000円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

報告書75ページをお開きください。

専決処分書のとおり、専決処分日は平成29年3月31日になります。

77ページをお開きください。

平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ317万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億3,655万5,000円とするものです。

続いて、84ページをお開きください。

歳入です。主に国保税の収入実績と国県支出金等の交付額決定に伴う補正となります。主なものについて説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税4,053万1,000円の増、2 目退職被保険者等国民健康保険税158万4,000円の増となります。合計で4,211万5,000円の増額補正となります。これにつきましては、それぞれ収入実績によるものです。

85ページになります。

3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金5,163万6,000円の増ですが、これは一般被保険者医療費分について、療養給付費等負担金の変更交付決定による増額補正となります。

次に、3 款 2 項 1 目財政調整交付金 1 億187万2,000円の増ですが、1 節の普通調整交付金、2 節の特別調整交付金のそれぞれ交付決定による増額補正となります。

86ページになります。

4 款 1 項 1 目療養給付費交付金646万8,000円の減ですが、これは退職被保険者医療費分について療養給付費交付金の変更交付決定による減額補正となります。退職者被保険者については、平成27年3月をもって廃止され、退職被保険者が65歳の前期高齢者になるまでの経過措置となっているものです。

次に、6 款 2 項 1 目財政調整交付金1,333万7,000円の減ですが、1 節の1 号交付金は療養給付費に対する県補助金として2,239万8,000円の増、2 節の2 号交付金は国保事業の特別な事情を勘案して交付される県補助金で、3,573万5,000円の減、それぞれ交付決定による補正となります。

87ページになります。

9 款 1 項 1 目一般会計繰入金952万9,000円の減ですが、これは町からの繰入金で、それぞれ事業確定による減額補正となります。

9 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 1 億9,687万2,000円の減ですが、これは国保税の収入増や国の特別調整交付金の交付があったこと、歳出の保険給付費が確定したことから、基金繰入金を組み戻すものです。この結果、国保財政調整基金の平成28年度末残高は4億4,226万8,714円となっております。

続いて、89ページになります。

歳出です。事業実績に伴う補正となります。主なものについて説明をさせていただきます。

まず、1 款 1 項総務管理費から90ページの3 項国保の運営協議会費につきましては、それぞ

れ事業費の確定による減額補正となります。

次に2款1項1目一般被保険者療養給付費、91ページの2款2項4目退職被保険者高額介護合算療養費については、国県支出金等の交付額決定に伴い財源充当補正したものです。

次の4項出産育児諸費1目出産育児一時金129万2,000円の減については、実績による減額補正となります。

3款後期高齢者支援金等、次の6款介護納付金についても、国県支出金等の交付額確定に伴い財源充当を補正したものです。

92ページになります。

8款1項特定健康診査等事業費323万3,000円の減については実績による減額補正となります。94ページになります。

12款1項予備費1,323万8,000円の増ですが、国保税の収入実績により財源充当を補正したものです。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第7 報告第5号 専決処分の報告について

（平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算）

○議長（高橋たい子君） 日程第7、報告第5号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第5号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の主な内容は、歳入につきましては、一般会計繰入金や公共下水道事業債の額の確定によるものであります。歳出につきましては、汚水管理費や公共下水道建設費、地方債利子などの確定による減額であります。歳入歳出とも2,792万8,000円を減額補正し、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ29

億6,500万3,000円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項及び第6項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 説明いたします。報告書95ページをお願いいたします。

報告第5号専決処分の報告についてですが、平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての専決処分の報告となります。

97ページをお願いいたします。

専決処分書になります。

専決処分の期日は平成29年3月31日になります。

次に、99ページをお願いいたします。

平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての詳細説明を申し上げます。

第1条です。歳入歳出予算それぞれ2,792万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を29億6,500万3,000円にするものであります。

101ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正の変更であります。

2款1項下水道事業費浸水対策下水道事業であります。支出額の確定により補正後の金額に変更するものでございます。

102ページをお願いいたします。

地方債の補正になります。

下水道事業費の起債でございます。未普及対策の年度内事業費の確定による補正となります。補正前の限度額6億1,580万円から、事業費確定によりまして補正後の限度額6億340万円にするものでございます。

104ページをお願いいたします。

歳入になります。

4款1目他会計繰入金につきましては、総体的な歳出の確定額により減額するものです。

7款1目公共下水道事業債につきましては、事業費の確定によりまして減額であります。減額1,240万円になります。確定後の額を6億340万円にするものです。

105ページをお願いいたします。

歳出の補正になります。

1 款総務費でございますが、1 目一般管理費、2 目汚水管理費、3 目雨水管理費につきましては、それぞれ額の確定による減額補正となります。

続いて2 款下水道事業費の補正になります。

1 目公共下水道建設費でございますが、11 節需用費、15 節工事請負費につきましては額の確定による減額補正となります。

106 ページをお願いいたします。

次に、5 款公債費の補正です。2 目利子23 節償還金利子及び割引料の額の確定により、現計予算より1,165 万9,000 円を減額し、補正後の額を1 億4,792 万9,000 円にするものです。1 目の元金につきましては、財源の組み替え補正になります。

次に、107 ページをお願いいたします。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書になります。

公共下水道事業債ですが、当年度中の起債見込額の確定により補正となります。補正前6 億2,760 万円の見込額に対しまして、補正後が6 億1,520 万円となるものです。当該年度末現在高見込額は、一番右側になります。74 億2,796 万1,000 円となる見込みです。現在高との比較ですが、前年度末より1,133 万2,000 円、前前年度末より2 億8,899 万8,000 円の減額となる見込みでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1 人1 回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第5 号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第8 報告第6 号 専決処分の報告について

（平成28 年度柴田町介護保険特別会計補正予算）

○議長（高橋たい子君） 日程第8、報告第6 号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第6号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成28年度柴田町介護保険特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては、保険料、国庫支出金などの額の確定によるものであります。歳出につきましては保険給付費、地域支援事業費などの確定見込みの補正となります。歳入歳出とも1,011万8,000円を減額補正し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ27億7,592万2,000円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、報告第6号専決処分の報告について詳細説明をさせていただきます。

109ページをお開きください。

介護保険特別会計補正予算の専決処分となります。

111ページをお開きください。

平成28年度介護保険特別会計の専決処分書です。専決処分日は平成29年3月31日となります。

113ページをお開きください。

平成28年度柴田町介護保険特別会計補正予算です。

第1条となります。歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ1,011万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ27億7,592万2,000円とするものです。

117ページをお開きください。

歳入です。主なものについて説明させていただきます。

1款1項1目第1号被保険者保険料1節現年度分特別徴収保険料240万円の増額は、年金特別徴収保険料の収入見込額による補正となります。

次に、3款2項1目調整交付金1,071万1,000円の減額は、現年度分の調整交付金の額の確定による補正となります。

4款1項2目地域支援事業支援交付金104万9,000円の減額は、国の予算額より介護保険事業者の申請額が大幅に上回ったことにより、国が交付率を下げ各保険者に交付することになったため減額するものです。なお、この差額については次年度の実績報告により差額分は追加交付される見込みとなっております。

118ページをお開きください。

7款1項1目介護保険給付費繰入金62万2,000円の減額は事業の確定見込みによる一般会計からの繰入金の減額となります。

続いて、歳出となります。

119ページをお開きください。事業実績に伴う補正となりますので、主なものについて説明させていただきます。

1款2項1目賦課徴収費13節委託料50万4,000円の減額は、介護保険料算定作業の電算委託料の請差による減額となります。

2款1項1目居宅介護サービス給付費については、給付費473万5,000円の減は、給付見込みによる減額となります。

120ページをお開きください。

4款2項2目2事業の109万2,000円の減はグループホーム生活保護者受給者の家賃補助65万2,000円の減と、成年後見人制度利用支援事業費の44万円の減、おのこの事業の確定による減額となります。

同じく、4目生活支援体制整備事業報償費302万8,000円の減額は、生活支援体制整備事業の推進に係る協議体と生活支援コーディネーターの地域資源調査について、全体事業の見直しを行ったことにより減額するものでございます。

同じく、6目在宅医療介護連携推進事業11節需用費47万2,000円の減額は、当初予定しておりました医療情報ガイドブックの作成にあつて医療機関等の掲載内容の再検討が必要となったため、現年度において作成を見合わせるようになったことによる減額するものです。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。120ページの4地域支援事業4目生活支援体制整備事業費8節の報償費なんですけど、今の説明だと全体事業の見直しを行った結果ということだったんですけど、どのような見直しを行った結果、報償費減になったのかの説明を求めます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） この地域の支援体制の事業について、第1層第2層という形でコーディネーターを配置して地域資源の調査をしていくんですけど、そのやり方、手法、それが第2層の人たちだけ、第1層の取り決めとかどの役場に置くのかとか、いろいろ検討しなきゃなら

ないところがありましたので、今年度29年度で改めて社会福祉協議会に委託させていただいておりますけれども、そういった形をとるということで1年間検討した内容として、今年度の予算のほうに第1層のコーディネーターを中心に第2層のコーディネーターも活動していただくということで、28年度の予算について減額させていただいたものでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようでございますので、以上で、報告第6号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第9 報告第7号 専決処分の報告について

（平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算）

○議長（高橋たい子君） 日程第9、報告第7号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第7号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の主な内容は、保険料収入額及び広域連合納付金の額の確定によるものであります。歳入歳出とも1,531万4,000円を減額補正し、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ3億5,434万8,000円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明いたします。

報告書125ページをお開きください。

専決処分書のとおり、専決処分日は平成29年3月31日になります。

127ページをお開きください。

平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,531万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,434万8,000円とするものです。

130ページになります。

歳入です。

1 款 1 項 1 目特別徴収保険料39万8,000円の減、2 目普通徴収保険料1,485万6,000円の減、合計で1,525万4,000円の減額補正ですが、これにつきましては、現年度分保険料及び滞納繰越分保険料の収入見込みによるものです。

次に、5 款 2 項 1 目保険料還付金 6 万円の減ですが、保険料還付額確定に伴い、広域連合からの歳入減によるものです。

131ページになります。

歳出です。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金1,525万4,000円の減額ですが、保険料収入の減により広域連合への納付金を減額するものです。

次に、3 款 1 項 1 目保険料還付金 6 万円の減については、保険料過年度還付額の確定によるものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第10 報告第8号 専決処分の報告について

（柴田町町税条例の一部を改正する条例）

○議長（高橋たい子君） 日程第10、報告第8号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第8号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町町税条例の一部を改正する条例は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴うものです。改正の主な内容は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例適用期限延長、軽自動車税のグリーン

化特例の適用期限延長、所得事業に係る固定資産税の課税標準特例措置を町独自の特例割合とするなどの改正であります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第7項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 芳君） 報告第8号柴田町町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

今回の改正内容は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、柴田町町税条例の一部を改正する条例の専決処分を行い、承認をお願いするものです。

改正内容の主なものとしまして、1点目、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の特例について適用期限を3年間延長するもの。2点目、平成27年度末で期限が切れる軽自動車税のグリーン化特例経過について適用期限を2年間延長するもの。3点目、震災時により滅失等した償却資産にかかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定するものです。

それでは、報告書135ページをお開きください。

専決処分書です。

専決年月日は平成29年3月31日になります。

137ページをお開きください。

柴田町町税条例の一部を改正する条例になります。

改正後の左側の主な改正条文について説明させていただきます。

第33条から138ページの第34条の9については、特定配当等及び特定株式等譲渡所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確にしたものでございます。

次の第48条から141ページ第50条までは、申告の修正、更正が行われた場合の延滞金の計算期間について見直しがされた条項となります。

143ページをお願いいたします。

第61条については、震災等により滅失等した償却資産にかかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定したものでございます。

次の、第61条の2については、第1項から第3項の各事業に要する直接供する家屋及び償却資産の課税標準の特例措置についてわがまち特例化をするもので、そのわがまち特例の割合を規定するものです。

144ページ第63条の2については、居住用超高層建築物に係る税額の案分方法について、現在の区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定するものでございます。

次の、第63条の3については、被災市街地復興推進地域の定めが設けられ、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の案分方法を、同様の扱いを受けるようにするための規定を整備するものでございます。

次に、146ページになります。

第74条の2については、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用する常設規定するものです。

147ページからは改正規定附則になります。附則の第5条については、控除対象配偶者の定義の変更に伴い、規定の整備をするもので、控除対象配偶者を同一生計配偶者とするものです。

次の、附則第8条については、肉用牛の売却による農業所得の町民税課税の特例において、肉用牛の売却をした場合において昭和57年から平成30年までの各年度の個人町民税について申告の記載があるときは、所得割の額を免除するとした特例期間を、平成33年まで3年延長するものでございます。

次に、148ページになります。

附則第10条の2第7項から同条第16項は引用条項の項ずれを改正するもので、同条第17項は企業主導型保育事業に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の創設に当たり、わがまち特例を導入するもので、新たに規定するものです。

同条第18項は、緑地保全緑化推進法人が設置管理する一定の市民緑地の利用に供する土地に係る課税標準の特例措置の創設に当たり、わがまち特例を導入するもので、新たに規定するものでございます。

149ページになりますが、附則第10条の3は、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が、提出する申請書について規定するものでございます。

153ページをお開きください。

附則第16条は、軽自動車税のグリーン化特例経過について、適用期限を2年延長するもので、154ページから155ページの第16条の2は、前条の税率の適用を受けた軽自動車について自動車

製作者等の不正行為に起因し、納付不足額が発生した場合には当該自動車製作者等は当該納付不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を納める義務があることを規定するものです。

次の附則第16条の3第2項では、規定配当等に係る所得について、町長は提出された申告書、納税義務者の意思等を勘案し、所得税を異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化したものでございます。

156ページになります。

附則第21条の2は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡取得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものです。

157ページになります。

附則第24条の2は特例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項のそのほかの事情を勘案して、町長が課税方式を決定できるということを明確にしたものでございます。

158ページになります。

附則第24条の3は、条例適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他事情を勘案して町長が課税方式を決定できるということを明確にするものです。

160ページから附則の規定になります。

施行期日及び各税目ごとの経過措置を規定するもので、施行期日は原則平成29年4月1日施行とするものですが、附則第7条の規定は公布の日、附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定については平成31年1月1日とし、附則第6条関係の規定は平成31年10月1日とします。附則第10条の2第16項の次に2項を加える改正規定は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日とするものでございます。

附則第2条からは、各税目ごとの経過措置を規定したものでございます。

以上で、柴田町町税条例の一部改正する条例について、詳細説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号専決処分の報告についてを終結いたします。

ただいまから、休憩いたします。

11時から再開いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第11 報告第9号 専決処分の報告について

（柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（高橋たい子君） 日程第11、報告第9号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第9号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町国民健康保険税条例の一部改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴うものです。

改正の内容は、軽減対象世帯の軽減判定所得の算定額を変更するものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第7項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 芳君） それでは、報告第9号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、今回の改正内容は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、今回柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を行い、承認をお願いするものです。

改正内容は、国民健康保険税の軽減対象世帯の軽減判定所得の算定額を変更するものです。

報告書171ページをお開きください。

専決処分書です。

専決年月日は平成29年3月31日です。

173ページをお開きください。

柴田町国民健康保険税条例（昭和31年柴田町条例第54号）の一部を改正する条例です。

主要な改正条文について、改正後の欄により説明申し上げます。

第23条国民健康保険税の減額です。第1項第2号において、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を「26万5,000円」から「27万円」に、第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を「48万円」から「49万円」にそれぞれ引き上げるものです。

174ページ、附則になります。

第1項は、施行期日の規定になります。この条例は、平成29年4月1日から施行するものです。第2項は適用区分の規定になります。

以上、柴田町国民健康保険税条例の一部改正についての詳細説明といたします。

よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第12 報告第10号 専決処分の報告について

（柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（高橋たい子君） 日程第12、報告第10号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第10号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、山村振興法第14条の地方税の不均

一課税に伴う措置が適用する場合等を定める省令等の一部を改正する省令が、平成29年3月31日に公布されたことに伴うものです。

改正の内容は、みやぎものづくり産業集積形成基本計画に該当する事業者に対して、固定資産税の課税免除に係る企業立地計画の同意の適用期限を延長するものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第8項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 芳君） それでは、報告第10号柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

今回の改正内容は、山村振興法第14条の地方税法の均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、今回柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を行い、承認をお願いするものでございます。

改正内容は、固定資産税の課税免除に係る企業立地計画の同意の適用期限を延長するものです。

報告書177ページをお開きください。

専決処分書です。

専決処分年月日は平成29年3月31日です。

179ページをお開きください。

柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例です。

改正後の欄により説明申し上げます。

第2条免除の条文中、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同意日の期限を1年間延長する改正です。

180ページをお開きください。

附則になります。この条例は、平成29年4月1日を施行期日とするものでございます。

以上、詳細説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。1点だけ。

中身については了解しているんですけども、柴田町における固定資産税の課税免除という形が企業活動に対してどの程度の貢献度があるかという感触を、町長にお聞きしたいんですけども、どの程度企業活動に貢献度が、これが寄与しているかという感触をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 芳君） 貢献度という申し上げ方なんですけど、柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例、今こちらのほうについての適用される事業所は今のところ、該当するところがないんです。今のところ、該当する企業はございません。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようでございますので、以上で、報告第10号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第13 報告第11号 専決処分の報告について

（柴田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（高橋たい子君） 日程第13、報告第11号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第11号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が、平成29年3月31日に公布されたことに伴うものです。

改正の内容は、東日本大震災復興特別区域法第7条第1項に規定する認定復興推進計画に該

当する事業者に対して、固定資産税の課税免除に係る施設設備等の適用期限を延長するものがあります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第8項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 芳君） それでは、報告第11号柴田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の詳細を説明申し上げます。

今回改正内容は、山村振興法第14条の地方税法の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、今回柴田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を行い、承認をお願いするものでございます。

改正内容は、固定資産税の課税免除となる施設設備の適用年度を延長するものであります。

報告書182ページをお開きください。

専決処分書です。

専決処分年月日は、平成29年3月31日です。

183ページをお開きください。

柴田町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例です。

改正後の欄により説明させていただきます。

第2条免除の条文中、「平成29年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、適用年度を4年間延長する改正です。

184ページをお開きください。

附則になります。この条例は、平成29年4月1日を施行期日とするものでございます。

以上、詳細説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第11号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第14 報告第12号 平成28年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第15 報告第13号 平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第16 報告第14号 平成28年度柴田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（高橋たい子君） 日程第14、報告第12号平成28年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第15、報告第13号平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第16、報告第14号平成28年度柴田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、以上3件を一括して報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第12号平成28年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第13号平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第14号平成28年度柴田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告理由を申し上げます。

平成28年度柴田町一般会計予算、平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計予算及び平成28年度柴田町介護保険特別会計予算のうち、平成29年度への繰越事業として既に議決をいただいている事業の繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（相原光男君） それでは、報告書185ページをお開きください。

報告第12号平成28年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして説明いたします。186ページをお開きください。

平成28年度柴田町一般会計におきまして、繰越明許費を設定し平成29年度に繰り越しをした事業は、次の187ページまでの平成28年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しておりますとおり、国の補正予算に対応した阿武隈急行支援事業など14件の事業になります。今回、報告いたします繰越事業につきましては、それぞれの予算補正の際に繰越明許費補正として説明させていただいておりますが、14件の繰越事業について、繰越事業量、繰越金額が確

定したことにより報告をさせていただくものです。

お配りしております関係資料に基づいて説明をいたします。A 3判の報告第12号から第14号関係資料、一般会計繰越事業一覧の繰越明許費をごらんください。

表の見出しに、款、項、事業名、さらに委託名・工事名などの繰越事業の内容について記載しております。次に、金額、翌年度繰越額となります。この翌年度繰越額が繰り越しの事業量となりますが、その財源内訳を右側に記載しております。財源内訳のうち既収入特定財源は、平成28年度中に収入された特定財源となります。未収入特定財源は、事業の進捗状況及び完了に伴って交付措置されます国県支出金及び地方債となり、その残額については一般財源となります。

翌年度の繰越額の合計額は、合計欄にありますように10億5,410万1,000円となっております。繰越事業の内容につきましては、事業内容の欄に記載しておりますとおり、2款総務費では、阿武隈急行支援事業から戸籍住民基本台帳事務までの3事業となります。「花のまち柴田」集客力向上による稼ぐ力強化事業では、さくらの里増改築工事、山頂売店新築工事を行う観光施設整備工事と船岡城址公園園路のバリアフリー化などを行う効果促進事業となります。3款民生費では、臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業、6款農林水産業費では町有林事業、7款商工費では東北観光復興対策交付金を活用した白石川堤「一目千本桜」ブランド化事業です。8款土木費では、防災・安全社会資本整備交付金事業（道路補修事業）から住宅費の防災・安全社会資本整備交付金事業までの5事業となります。町道富沢16号線道路改良工事や北船岡町営住宅駐車場整備工事、槻木駅前町営住宅外壁外改修工事などの内容となっております。10款教育費では、教育総務課一般管理費から学校施設大規模改造事業までの3事業において、学校施設環境改善交付金を活用して行います槻木小学校と船迫小学校の耐震補強事業のほか、船岡小学校、槻木小学校、船迫小学校、東船岡小学校及び船迫中学校における大規模改造事業を行う内容となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 続けて説明させていただきます。

報告書189ページをお願いいたします。

それでは、報告第13号平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について詳細説明を申し上げます。

今回、報告いたします繰越事業につきましては、2月の補正予算で説明させていただいてお

りますが、事業量、金額の確定により計算書を添付いたしましたので報告させていただくものです。

190ページをお願いいたします。

繰越計算書です。

2款1項下水道事業費の公共下水道事業の翌年度繰越額1,300万円の内容ですが、委託1件となります。

財源内訳につきましては、未収入特定財源の国からの支出金と地方債、それから不足額については一般会計からの繰入金となります。

次の浸水対策下水道事業の翌年度繰越額8億4,081万6,000円の内容ですが、委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金となります。

財源内訳といたしましては、未収入特定財源の国からの支出金と地方債、その他は大河原町からの負担金収入であり、不足額につきましては一般会計からの繰入金となります。

お配りしています関係資料A3判をごらんください。

中段の公共下水道事業特別会計繰越事業一覧をお願いいたします。

公共下水道事業は委託1件であります。効率的な事業実施のための計画策定委託ですが、町の上位計画であります県の阿武隈流域下水道計画策定が確定していないことから町計画策定期間を延長するものであります。

次に、浸水対策下水道事業ですが、全て鷺沼排水区雨水整備事業に係る事業でございます。委託は山岸から大河原町西原前地区の鷺沼6号雨水幹線の実施設計業務と鷺沼5号調整池整備工事の施工監理業務並びに旧清住2号公園の代替公園整備測量設計業務の3件であります。鷺沼排水区雨水整備工事は、山岸地区の鷺沼1号雨水幹線工事と昨年秋の国大型補正予算により清住地区の鷺沼5号調整池整備事業の2件が含まれております。

用地費と物件移転補償費につきましては、鷺沼1号雨水幹線に伴う用地取得と立木等の移転補償となります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、報告第14号平成28年度柴田町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について説明をさせていただきます。

191ページをお開きください。

繰越計算書になります。

さきの2月会議において承認をいただきました繰越明許費の繰越事業量が確定したことによる報告するものでございます。

192ページをお開きください。

今回の繰り越しの内容につきましては、一般管理事業の中において介護保険のシステム改修委託料について、135万円について事業量が確定したものでございます。繰り越しについては、関係省令の整備のおくれからシステムの切りかえができなかったことにより繰り越しするもので、現在関係省令の整備が進めばすぐにシステムが切りかえられる状況になっております。最終的には検査を終了いたしまして、7月20日まで事業が完了する予定となっております。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑は一括といたしますので、質疑に当たっては報告番号を示して行ってください。質疑ありませんか。6番吉田和夫君。

○6番（吉田和夫君） 6番吉田和夫です。

平成28年度の一般会計の繰越明許の10款教育費の件です。別表を見たほうが早いと思うんですけども、学校の施設大規模改造事業の中の東船岡小学校大規模改造事業トイレ、その下の船迫中学校と、これは3月ごろにはもう着工するのかと思っていたんですが、まだできてないようなので、いつ工事やって完成予定はいつごろなのかこれだけお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 東船岡小学校と船迫中学校のトイレなんですが、現在工事している最中なんですが、小学校においては東側のトイレと西側のトイレということで半分ずつ児童が使いますので、半分ずつやっている最中です。船迫中学校も1階2階3階ということで、生徒が使えるように今現在は1階2階をやっている最中です。できれば早く終わらせたいんですが、やはり授業中工事をしてしまうとちょっとうるさい部分もありますので、最終的には夏休みを利用して完了したいということで今進めているところです。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようでございますので、以上で報告第12号平成28年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第13号平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第14号平成28年度柴田町介護保険特別会計繰越明

許費繰越計算書についてを終結いたします。

日程第17 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第17、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問、答弁は簡潔、的確に行うよう要望しておきます。

それでは、15番舟山彰君、質問席において質問してください。

〔15番 舟山 彰君 登壇〕

○15番（舟山 彰君） 15番舟山彰です。3問質問いたします。

1 問目、町議会議員選挙中に聞いた町民の声から。

3月に実施された町議会議員選挙中に、町民から言われた要望や苦情に基づいて質問する。

1) 北船岡の町営住宅について、「新しいのに、隣の部屋の音が聞こえてうるさい」「高齢者の人が転んで壁にぶつかったら、壁がすぐ壊れた」と言われたので、都市建設課に伝えたところ、「構造上、やむを得ない。住民には周りに迷惑をかけないようにお願いしている」とのことであった。これから建てる町営住宅も同じなのか。もっと防音対策はとれないのか。

2) 大原の住民から「新しい体育館ができれば、本当に周りは騒音の心配はないのか」「ゲリラ豪雨などのときに周辺は浸水の危険はないのか」「イベントのときなど、車の渋滞の心配はないのか」「万が一のとき、我々が体育館に避難するときのルートはどうなっているのか」ということを言われた。それぞれ回答願いたい。

3) 槻木の住民から「もっと槻木、それも中心部にお金を使ってほしい。最近は周辺部だけに補助金を使ってかえって不公平にも思える」と言われた。この意見に対して町はどう思うか。

4) 「町は局地冠水対策マニュアルをつくっているようだが、もっと他の地区の冠水対策も強化を」との意見をいただいた。この意見にどう答えるのか。

5) 選挙中、上名生地区で高齢者の人たちが側溝の掃除をしているのに出くわした。4年前と同じである。4年前にはこう言われた。「見てのとおり、我々高齢者だけで側溝の掃除をして大変だ。町でどうにかできないのか」と。今回の光景を見て何も状況は変わらず、地区の高齢者の犠牲と協力だけが頼りなのかと私は思った。本当にどうにかできないのか。

2 問目、今後の長期ビジョンと財政シミュレーションはいかに。

現在、町は、総合体育館建設に向けて準備をしている。また、図書館建設のための基金も積

んでいる。あとは、学校給食センターの建設も控えている。そして、町長はこれらの大型事業を実施したときは、ほかの事業に回す予算は制限されるであろうとも言っている。

そこで、次の点を伺う。

1) 総合体育館建設計画に、当初とずれが生じる心配はないのか。また、予算も当初見込みよりも拡大することはないのか。

2) 町民から「本当に町はいつ、図書館や給食センターをつくるつもりなのか。総合体育館を建設してからでも、それらの財源を確保できるのか」と聞かれた。町民にとって、町政の今後の長期ビジョンと財政シミュレーションがはっきりしていない状況にあると私は思う。これらの、町民からの要望の強い事業や急ぐべき事業を含め、町民にもっとわかりやすく今後の長期ビジョンと財政シミュレーションを示すべきと思うがいかに。

3) 公共施設等総合管理計画が策定された。私はこれは基本方針を決めたもので、具体的にはこれからの認識であるが、施設の統廃合など住民との意見の調整が必要だったり、施設の修繕には多額の費用がかかるなど、実施には苦勞することが予想される。前述の長期ビジョンと財政シミュレーションにも関係してくるので、現時点で同計画の実施や具体化に向けてどのように考えているのか聞きたい。

4) 平成29年3月1日現在で人口3万8,152人、前月比89人減、世帯数1万5,477世帯、前月比33世帯減、4月1日現在で人口3万8,015人、前月比137人減、世帯数1万5,457世帯、前月比20世帯減となっている。町も柴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略などで各種振興策を実施しているが、間もなく人口3万8,000人を割ろうとする現実をどう受けとめているのか。また、人口減による税収減の見込みをどこまで見ているのか。

3 問目、大学新入生のマナー対策の強化を。

仙台大学も3月の卒業式、4月の入学式で人の入れかわりがあった。4月から5月にかけて次のようなことがあり、私は正直驚かされた。

1つ目は、ある地区の集会所のところに学生が入っていくので何かイベントでもあるのかと思ったら、陰のほうでたばこを吸い始めた。灰皿になるようなものは何も持ってはいないようであった。集会所の防火上の問題もあるし、このような場所でたばこを吸う人がいるのかと私には驚かされる光景であった。

2つ目は、私の家のすぐ近くに秋葉神社という神社があり、その脇には用水路（ふたがしてあり歩行可能）がある。そして、すぐそばに民家が建っているが、大学生がその家の陰の用水路の上でたばこを吸っていたのである。やはり、灰皿になるようなものは何も持ってはいないよ

うであったし、民家の陰、それも人が通る通路にもなる場所で吸っていたのである。私はそこでたばこを吸う人を初めて見たので、また驚かされた。

こういうことがあり、私は大学に電話した。「毎度、苦情を申し上げる議員で済みませんが、2つのこういうことがあったので、新入生を含め、学生のマナー指導をしっかりとしてほしい」と。大学の返事は「我々もマナー指導をしているが、卒業と入学で学生の入れかわりがあると、一からのやり直しになる。2つの件は承ったので今後ともよろしくお願ひしたい」とのことであった。

私としては、こういう時期だからこそ、町からも大学に対し、改めて学生のマナー指導、特にたばこの吸い方、アパートなどでのごみの出し方の強化を訴えてほしいし、広報しむたに、ごみの出し方や町の施設は禁煙になっているということ載せて周知してほしいが、執行部としてはいかに。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 舟山彰議員、大綱3点ございました。

まず1点、町議会議員選挙中に聞いた町民の声からで、5点ほどございました。

随時お答えいたします。

1点目、北船岡町営住宅の防音対策についてですが、北船岡町営住宅は国が定める公営住宅等整備基準に基づき設計・施工を行っております。整備基準では、議員ご指摘の防音対策についても音環境の性能基準として示されており、当然基準を満たした構造になっております。

町では、町営住宅に入居される方に住まいのしおりとして住まい方についてのパンフレットを配付し、必ず生活する上での音の問題について口頭で注意をしております。加えて、住宅の掲示板にも入居者全体の問題として注意喚起のお知らせを行っておりますので、音の問題に関しての苦情は今のところ寄せられておりません。

今後、建設を予定している町営住宅4号棟も、公営住宅の整備基準に合致した住宅とするのは当然ですが、音の問題については入居者個人個人の捉え方の違いもあるのではないかと考えております。

2点目、新しい体育館をつくる際のいろんなリスクの問題でございます。体育館の建設については、平成26年度に策定した基本構想及び平成28年度の建設予定地現況調査のデータをもとに、今年度は敷地の利活用や建物及び各諸室の広さや配置、建物の構造、概算工事費の算出な

どの業務内容で、基本計画を策定いたします。

ご質問の騒音については、建物の構造を検討する中で対応してまいります。また、交通渋滞及び避難時のルートについては、敷地の利活用の中で同じく検討してまいります。ゲリラ豪雨のときの雨水対策については、これまで民間企業が工場用地として活用していたわけですが、その際には特に総合体育館予定地周辺で冠水被害等があったという報告は聞いておりませんが、今後土盛りをしなければなりませんので、その辺も含めて基本設計の中で十分配慮していきたいと考えております。

3点目、槻木中心部にお金を使ってほしい、周辺部だけに補助金を使って不公平にも思える、町はどう思うかということでございますが、町はこれまで船岡、槻木、船迫地区においては、おおむねバランスをとった投資を行ってきております。それにもかかわらず、こうした指摘がなされるのはとても残念でございます。町としては、偏った情報をうのみにしたひとりよがりの意見ではないかと思っております。事業の実施に当たっては、町全体を見据え緊急度や必要性など総合的に判断した上で取り組んでおります。

ここ数年の槻木中心部におけるハード整備事業は、水害対策事業、槻木中学校の建てかえ、槻木小学校のプールの新築、槻木駅前町営住宅外壁改修工事、槻木29号線を初めとする町道の補修、槻木生涯学習センターや槻木小学校の駐車場の舗装など、多くの事業を実施しております。また、ソフト事業としては、槻木まちづくりの会が主催するイベントへの支援や町内会に対するコミュニティ助成事業など、槻木地区住民の声を聞きながら事業を実施しております。

一方、槻木周辺地区の補助金については、自分たちの住んでいる地域は自分たちの力で活性化していこうと、上川名地区活性化推進組合がみずからの知恵と創意工夫で事業を企画提案して、国から地方創生関連事業として採択を受けて実施しているものでございます。

まず、不公平だと批判する前に、上川名地区活性化推進組合のように槻木の中心部の活性化についてみずから企画提案し、補助金を活用してまちづくりに汗をかくように、槻木のその方にぜひ議員からお伝えをしていただきたいと思います。

4点目、冠水対策でございます。今回の冠水対策マニュアルは、平成27年9月の関東・東北豪雨で特に一般住宅への被害が大きかった下名生剣水・剣塚地区、槻木上町・下町地区、船岡大住町・清住町地区、葉坂原坂地区、北船岡一丁目地区の5カ所に特定して策定したものであります。

このマニュアルには、水害の原因の検証、ポンプ設置などの対策や早い段階での避難を呼びかける行動計画について取りまとめました。

今回、初めてですが、4日間にわたって対象地区の住民説明会を開催したところ、自分たちの住んでいる地域の排水の実情や、これまでの町の冠水対策について住民と行政の間で情報が共有できたことはよかったという声をいただきました。まずは、これらの地区の冠水対策を優先して実施してまいります。

なお、もっと他の地区の冠水対策も強化をとのご意見ですが、具体的な地区を示していただかないと判断のしようがございません。具体的な地区をお示しくださいませ、今後改めて検討してまいります。

5点目、高齢者の側溝について、本当にどうにかならないのかということですが、側溝清掃につきましては、地域の自治会や町内会のご理解とご協力のもと、自分たちの住んでいる地域は自分たちで環境美化に努めようと、町内全域で行われている活動でございます。

しかし、側溝清掃活動に参加されている方々は高齢者が多く、確かに大変な作業だと思っております。しかし、皆さんお互いさまの精神で協力してもらっているのが実情でございます。舟山議員のように、舟山議員が思うような犠牲でやっているという心の狭い高齢者は、柴田町にはいらっしゃらないのではないかと信じております。なお、地域でできない箇所等については、専門業者に委託するなど対応しておりますので、行政区長を通じてご相談いただきたいと思います。

大綱2点目、長期ビジョンと財政シミュレーション、4項目ございました。まず、体育館でございます。新体育館の件でございますが、今年度、総合体育館基本計画において、建設規模や費用、概算工事費を割り出し、12月ごろに町議員全員協議会で基本設計に基づく具体的な内容をお示しするとともに住民説明会を開催し、町民の意見を聞いてまいります。町議会で建設についてお認めいただければ、これまで議員全員協議会でお示したように、平成30年度に基本設計、31年度は実施設計、平成32年度には建設に着手したいと考えております。

2点目、長期ビジョンと財政シミュレーションを示すべきということでございます。長期ビジョンについては、町の総合計画、将来の人口ビジョンに基づくまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、目的を定め事業を展開しております。

次に、地方自治体における財政シミュレーションについてですが、歳入に関しては、国の地方財政計画を初め、国全体の経済情勢や税制改正、国庫補助制度や社会保障施策の動向といった、外的要因に強く影響されることから、今後の歳入の見通しを見きわめるのは極めて困難でございます。

歳出に関しては、住民懇談会を初め、行政区長会や各種団体の会議の場など、あらゆる機会

を捉えて経常経費の動向や将来にわたる町債の償還額、さらには大型事業が将来の町の財政に及ぼす影響などを、最新の予算や決算に基づいてわかりやすく説明をしているところでございます。特に、総合体育館建設や図書館、給食センターのような大規模な事業については、その事業規模等の概要が具体的になり次第、町債の償還計画などを含め、わかりやすく情報提供してまいります。

3点目、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画は、公共施設等の現状を把握し、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化等を実施するための基本的な考え方や財政負担の軽減・平準化に対する数値目標などを定めた基本計画です。

今後、国の方針では平成32年ごろまでをめどに、施設ごとの対策内容や実施時期、対策費用など、具体的な対応方針を定める個別施設計画を策定するよう求められております。

一方、既に同種・類似の計画を策定している施設等については、当分の間、既存の計画をもって個別施設計画の策定にかえられるものとされております。当面は、町としては各学校の施設整備について大規模改修による長寿命化を優先して実施してまいります。

なお、個別施設計画の策定時には、町ホームページや広報紙等を活用した情報発信を行うとともに、住民懇談会を開催し、公共施設等の利活用に関する情報や課題の共有を図るなど、町民から広く意見を募り計画に反映させるよう努めてまいります。

4点目、間もなく人口3万8,000人を割ろうとする現実をどう受けとめているか、税収はどうなるのかということでございます。日本の人口の動向を見ると、平成27年10月1日現在の総人口1億2,009万5,000人に対し、平成28年10月1日現在の総人口1億2,693万3,000人となっており、対前年比16万2,000人の減少となっております。都道府県別では、首都圏や愛知県、福岡県、沖縄県を除き人口が減少している現状にあります。

本町の人口減少についても、全国と同じく減少傾向が続くものと見ております。反面、本町の最新のデータでは、住民基本台帳人口については、本年4月1日現在3万15人に対し、5月1日現在で3万8,132人、対前月比117人の増となっております。次に、世帯数については、4月1日現在1万5,457世帯に対し、5月1日現在で1万5,613世帯となっており、対前月比156世帯の増となっております。

柴田町の人口ビジョンでは、2060年の将来目標人口を3万人と設定し、現在、柴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策を展開しております。こうしたことから、毎月変動する人口の増減に一喜一憂すべきではないと考えております。

また、人口減による税収減の見込みをどこまで見ているかについてですが、確かに、人口は

減ってきておりますが、しかし、一方でここ数年は逆に個人町民税の納税義務者や税額が若干増加しているということでございます。町の税収は、今後の国の経済政策や景気の動向、国の税制改正等の外部の要因に大きく左右されるものであります。ですので、今後人口が減少するからといって必ずしも税収が減るわけではないこともご理解いただきたいと思います。

3点目、大学新入生のマナー対策でございます。毎年、年度初めに仙台大学の新生を対象に、町では各種手続やごみの出し方等のマナーについてオリエンテーションを行っております。しかし、残念ながら一部の心ない学生によるマナー違反の相談や苦情があった場合には、内容を大学に伝え再発防止に努めるよう要望してまいります。

ごみの出し方については、毎年年度がわりにごみの出し方カレンダーを町内全世帯とアパート等の管理をしている不動産業者に配布し、周知を行っております。

また、喫煙マナーについては、町広報紙に掲載し啓発を行っております。さらに、町施設の禁煙につきましても広報しばた3月号とお知らせ版4月1日号に掲載し、周知を行っております。

先ほど、数字の読み間違いがあったようでございます。平成27年10月1日現在の総人口は1億2,709万5,000人が正しいということでございます。また、本年4月現在の3万8,015人に対し5月1日現在で3万8,130人と読み間違えたようでございます。訂正をお願いします。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

舟山彰君、再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 大きな1問目の1）町営アパートの件ですが、先ほどの答弁ですと、何かうるさいという苦情はなかったということなんですが、これまで担当の都市建設課にこういう騒音とかで苦情というのは来たことはないんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 町長も答弁していますけれども、苦情は寄せられていないということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） たまたま、選挙ということだと、私の知り合いとその知り合いの方がこの町営住宅に住んでいて、「舟山君、こういうことなんだよ」ということが来たものですから、私は選挙が終わってから都市建設課に行ったんだと思います。

それと、一つお聞きしたかったのは、国の基準で騒音とかあれなんですけど、高齢者の人が転んで壁がすぐ壊れたというのが私の知り合いの知り合いの人だったんですけど、その人が転んだら壁が破れてしまったと。ということで、壁というのも国の基準で決まったんでしょうけど、間違いなく大丈夫なんじゃないかと聞きたかったんです。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 躯体の壁なんですけれども、もちろん国の基準でもってしっかりとつくられていて厚さは決まっています。22センチという壁厚でということは決まっていますが、1号棟2号棟に関しては防火と断熱の意味も兼ねて石膏ボードを張っているんです。ですから、多分強く転ばれてどんと行ってしまったというような状況だと思います。うちのほうも、実は2号棟だと思うんですが、若干へこみがあって、直径20センチぐらいでへこんでという状況はうちらほうでも確認しています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） そのことに戻りますけど、私もアパート生活の経験なくて、学生時代下宿生活というのは経験ありますけれども、町内の民間のアパートで、例えば隣の音、私が言われたのは夫婦げんかしてその音が聞こえてうるさかった。これは町営アパートで夫婦げんかも逆にできないなということを冗談に言われたんですけど、この話を聞いたときに思ったのは、国の基準に基づいてああいう町営アパートつくっていたら、そういうことはないだろうと、私は先入観あったんですね、逆に言いますと。逆に、民間のアパートどうなのかなって思ったんですよ。民間のアパートもこんなもんですか、こんなもんですかという言い方はちょっと。聞いてもしようがないかもしれませんが、逆に言えば、国の基準に基づいてつくられた町営アパートで、ちょっと大きな声を出せば隣に聞こえてしまうと、そう理解してもいいんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 民間のアパートは私たち当然承知はしていませんけれども、議員からご質問いただいたときに、うちのほうで実は5月23日から毎日朝昼晩、空き室ですとか外からですとか人かわりがわり入って状況を確認してみました。全然、正直言いますと全く気になる音はございませんでした。ただ、日中暑いときとか、当然窓をあけて網戸にすればそれ

は音は漏れることがあると思いますけれども、全く問題ないと認識しています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。補足説明を。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 民間のアパートということなんですけれども、古い話はわからないんですけれども、最近では苦情等は町には入っておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○15番（舟山 彰君） 2)の新しい体育館のことは私がいろいろ言ったけれども、これから検討していくという、主に検討していくという答弁でございましたけれども、万が一のとき周辺住民の方が体育館に避難するときのルートというものはある程度決まっているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 平成26年度の基本構想の中では、町道船岡10号線から同じく船岡13号線の面に、2カ所ほどの人が出入りできる通路はつくらなくちゃいけないだろうということで確保したいと考えておりました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） あそこはもとトッコン跡地ということで、周辺の方に聞かれたのは工場跡地ということで汚染物が埋められているという心配はないのか。また、町はそれをちゃんと調べたのか聞いてくれと言われましたので、それについてお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 平成28年度の現状調査でボーリング調査しております。そのサンプリングがありますので、それらをもとに今年度の基本計画、基本設計の段階でそのサンプリングを調べたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 今、東京都が豊洲市場のことで随分もめています、サンプルというのはどのくらいの深さというの、余り細かくは答えなくてもいいです。周辺の住民の疑問にちゃんと、町としてはこういう調査をやったんだよと答えられるデータなのかという点をお聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 昨年の現況調査では、ボーリングをした結果、2月の議員全員協議会でお話ししましたが、40メートルから49メートルの地層までということでボーリング調査を行っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 3）の槻木のまちの中ということなんですが、私も周辺の住民の方々が頑張っていると、逆に町長が言うように、まちの中の人も頑張って手を挙げれば、町もそういう補助を出すということだから頑張ってくれということなんですが、それでも、まず私がお聞きしたかったのは、以前町のアンケートで槻木の人はハードよりもソフトのほうに期待している、余りお金を使うことには要望していないというアンケート結果があったと、たしか答弁があったと思いますけれども、まちの中の人だってやはり本当はもっとハードにお金を使っていると私は思っているんですけれども、町としては、担当課はどのように捉えていますか、この点を。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） 決算統計関係の資料なんですけれども、投資的経費として投資している実績があるわけですが、平成23年度から27年度までの5年間、ちょっと調べてみました。槻木、船岡、船迫ということで、地区を分けまして調査してみましたら大体3割ずつということでそんなに差はなかったということです。年度年度でそれは濃淡もありますけれども、5年間をならしてみれば大体同じくらいの投資額になっているということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） それでは、4）の冠水対策マニュアルのことですが、最初の町長の町政報告でも、特に被害の大きかった5地区についてこのマニュアルをつくったということで説明会も開いたと、住民もいろいろ細かいことをわかってきたということなんですが、そのときに、たしか町政報告のやつに5つの地区に特定してマニュアルをつくったという言い方があったんですが、私たしか早目に冠水対策マニュアルを議員ということで早くもらったかのときに、ほかの地区はどうなんですかと、ほかの地区の名前はここには出てこないんですかと、都市建設課に言ったんでしたか、言ったような記憶もあるんですが、今回の町政報告は我々議員がもらった町長のあれでいくと、5つの地区に特定したと書いてありますよね。皆さんもう1回文書見てもらうとわかるんですが、私がそのことを聞きに行ったときには、ほかの地域には後ろのほうに細かく名前は出ていないんだけど、書いてあるんだよという私説明を受けたような記憶あるんですけれども、もう一度この今回の町政報告で言った5つの地区を対象にして説明会を開いたというマニュアルというのは、本当に5つの地域に限定した特定したものであって、町内のほかの地域についてはこれから全く別にいろいろ考えていくと、そういうふうに考えていいんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） それではお答えいたします。

今回ですね、去年の議員全員協議会でお話はしていると思うんですが、特に被害の大きかった5つの地区に特定してやっております。ほかの地区につきましては今後調査してまいりたいと考えております。今の段階では、まずは5つの地区に特定して優先的に対策をとっていくということになっています。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） この後、冠水地区については槻木の行政区長を経験された議員さんが質問すると思いますから、あとしませんが、ただやはりほかの地区の住民からすれば町がこういう冠水対策マニュアルつくって説明会を開いたけれども、じゃあ俺たちの地区はどうなんだと。今だって何もしないわけではないと思いますよ、もちろんわかりますけれども、ただ今の答弁でいくとこれからほかの地区については細かくじっくりとやっていくという言い方に捉えられますけれども、町民からしたって例えば今夜夜遅く急にゲリラ豪雨もあり得るわけですから、私からすると少しでも早くほかの地区についても臨時でも応急処置でもいいからやるものはやるんだと、もっと方針を示すべきじゃないかと思います。これは要望でいいです。

あとは2月の議会でも聞いたかもしれませんが、土のうステーションのことなんですけれども、選挙期間中も町民の方からあれっていざというとき足りるのか。どうって雨が降ってきて、土のう持っていかなくてだめだっていう、あれで足りるのか。また現場に間に合うのかと聞かれましたので、こういう意見に対して担当課としてどう思われるかお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） 土のうステーションですけれども、現在の15カ所に設置しております。その中でボックス型とボックス型でないやつと合わせて15カ所です。今後、ボックス型でないやつについては順次ボックス型に変えていくということで、今年度は6カ所にボックス型を設置していく予定でございます。

それから、町民の皆さんから要望があったことにつきましては、順次場所を確認しまして対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 5)の上名生地区の方は本当に、地元の方たちご苦労さまだなと思います。

答弁では、できないところは相談があれば専門業者に委託するようにするという、例えばこの地区がもうなかなか自分たちだけでやれないということを町に相談したならば、区長などを通じてですね、町として専門業者に委託するというのにできるのかどうか。その辺確認したいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 専門業者に委託する場所というか、一般的な30センチ程度の、深さ30センチ、横幅も30センチ程度の側溝というのは、一般的にどこでも入っているようなサイズなんですけれども、用水を兼用したとかあるいはふたが物すごく車道用の厚いふたがかかっていたとか、地域条件、さまざまな条件がありますけれども、そういったところでなかなか自分たちではできないという場所については、こちらとしてもご相談があればどういう状況なのかというのを見に行きながらも考えていきたいとは思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 質問が逆みたいなんですけれども、町が管理する側溝についての掃除の状況というの、今のように町が直接やっている部分と地域に協力していただいている部分、逆に今課長が言ったような重い部分のところはなかなか地域の人ではできないから、相談があれば町がやっているとかですね。私が聞きたいのは地元の人たちで協力無理なんだよということで、町に例えば相談受けて、町が専門業者に委託するようになったというところもあるとか、ちょっとそこをお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 全面的に地域全体を町が全部やっているという地域は、正直ございません。ほとんどの地域で毎週第2日曜日に清掃日を設けているとか、そういうことで実施されているというのが実情でございます。町が直接言われたからやりましたということではなくて、例えば先ほども言いましたけれども、深いところとか砂が余りにもたまって自分たちの力ではどうしようもないといった場所については、うちのほうでも、じゃあできるところあればやりましょうかという、物質的に無理だとかという部分については町がやるということで実施した箇所もあります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 町が各地区の地域計画というものにいろいろ助成する制度があるわけなんですけど、側溝の掃除を今のようになかなか自分たちでできないということで、それも地域計画に入れて町の対象にしてほしいということは可能なんですか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 現在、地域計画、地区のほうでいろいろおつくりになっていらっしゃるんですけども、自分の地区の側溝のほうでという計画は見た記憶がございません。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。
- 15番（舟山 彰君） それでは大きな2問目の1）総合体育館のことなんですが、例えばこれから土盛りなど実際に始まるようになって、2020年には東京オリンピックがあるということで建設資材等もだんだん上がっているということで、今後の柴田町としての総合体育館建設、先ほどだと平成32年から工事着手ということですがけれども、予算等が増加しそうな見込みというのは考えられるのでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。
- スポーツ振興課長（石上幸弘君） それらも含めて、平成29年度の基本計画の中で詳しく工事費を積算したいと考えています。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。
- 15番（舟山 彰君） 実際にもしも工事をやって予算が追加せざるを得ないと、その部分というのは一般財源からということになりますか。国からの補助とかでなくて。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。
- スポーツ振興課長（石上幸弘君） まだ、建設に至っておりません。基本設計もできておりませんので、そこまで私のほうでは申し上げることはできませんけれども、まずは基本設計、ここの基本計画、来年の基本設計が済みましたところで、実際に工事が始まってから出る問題かなと思っております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 15番（舟山 彰君） 2）の町民から本当に町はいつ図書館や給食センターをつくるつもりなのかという、質問といいたいでしょうか。やはり、町民の中に図書館というの、もしも3町合併をしていたら早くできていたのかなと、市になって。あと学校給食センター、役場のほうも我々議員にも議員全員協議会なんかで3町合同でやるということで一生懸命説明していたのが、最後は村田町のほうで残念なことになってできなかったんですが、あれだってあのおりうまくいってれば、立派なそれもアレルギー対策なんかのとれるような立派な給食センターができたんじゃないかと言う町民もいます。
- またこういうこと言うと、町長はその町民に間違っただけ情報を流れているんじゃないかと言う

かもしれませんが、やはり町民の中に本当にいつ図書館や給食センターができるのかなと疑問に思っている、逆に町の財政状況を考えると、こういうのを本当につくってくれるのかと心配する町民もいるわけなんです。なかなか、収入とか支出の見込みが大変だというのはわかりますけれども、いつまでも基金を積み立てしているということだけの説明だけでよろしいんでしょうか。やはり、町民の中にも町の長期的なことを見込んでどうなのかなとほんとに心配している人がいるんですけれども。そういうことをご答弁願いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やはり、舟山議員には、町民に何回も言うようにここで議論したことを正しく伝えていただかないと、町民は学習能力がないとは言いませんので、学習できていないのではないかなと思います。

今回の質問も議員が正しく槻木の、船岡の投資について議会で説明しているわけですから、財政課長が言うように、おおむね3割ですよと言ったらそうなのかなとその場で納得すると思います。また、槻木のまちの中以外、上川名地区に幾らじゃあ町でお金を出したのか。町のお金はほとんど出していないで国のお金を出しているんですと、そう言っていれば誤解がないんですよ。それを私は議会のもう一つの大きな側面ではないかなと思っています。

3町合併ができないから図書館ができない、これも本当に調べて、お話ししていただけるのかどうかですね。3町合併で図書館は確かにつくる方向でありましたけれども、いつ図書館ができて、その間槻木中学校の新築はどうなったのか、あわせて言ってもらわないと町民は誤解するわけですね。それから、3町の給食センター、これについては今貯金をしておりますが、財政調整基金を積み増ししないと、一方で柴田町は貯金が少ないって議会で言われるわけですよ。そうしたら、もう一つは借金を、子どもたちに負担を残してはいけないと両方サイドから来たときに調整をしなきゃないということですよ。

ですから、まずは総合体育館について貯金をして今3億円という貯金をして、今回の冠水対策マニュアルのときにも具体的に対策をする場合、今後総合体育館、図書館が建設されると水害対策とあわせてやると借金がこのぐらいになりますよと、借金をするとほかの事業ができませんよと、何ていうんだっけ、グラフを使って町民に説明しているわけですよ。ですから、いつできるのかということで、それについてはやはり将来の財政負担が今のところ14億円の公債費負担にならないように努めていくと、残念ながら最初に総合体育館、次に図書館、そしてできるのだったら給食センターというように、町民には説明をさせていただいております。

ですので、幾らでもいいから早くやれ、借金はいいよと舟山議員がそういうふうにつけてく

れるんだったら何年度に建てますと言えるんですが、一方で借金はするな、後年度負担と言われて、一方では町民は早くいつなんだと言っていると、調整が難しくなるわけですね。町の議論した回答を町民に正しく知っていただかないと、いつまでも槻木の方、一町民、不安感は解消されないと思うんですよ。そこをやはりお互いに何期もやっているわけですから、そこはやはりここで議論したことは説明していただきたいと思っています。

私としては、やはり将来の財政負担が今過去の経験則からいって、16億円の瞬間風速、そこまで二、三年あれば乗り越えるのかなと思っております。この総合体育館がゴーサインが出ると財政シミュレーションも一番大きな買い物ということになりますので、大体30億円で計算させていただいて20億円の借金と頭に入れております。総合体育館を建てれば、図書館は大体13億円、給食センターも13億円なので、あとずらしていけば可能性はあるのではないかなと思っています。ぜひとも、図書館を欲しい方々にも私直接財政のことをお話しして、将来借金を背負わないように今やっているんですというお話をしておりますので、舟山議員からも正しい情報をお伝えして、お互いに信頼関係を失うことのないようにぜひお願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 前に戻って申しわけありません。大きな質問の2つ目の1)の総合体育館建設の当初とずれがないかという、答弁で平成32年工事着手したいということでしたけれども、これ最初は31年ということではなかったんですか。何か、私は当初とずれが生じる心配はないかという、私の質問というのも最初は平成31年ぐらいにどうにか工事着手という見込みだったのが、32年へずれたという印象だったんですけれども、ちょっと改めて確認したいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 平成29年2月の議員全員協議会の中で29年度に総合体育館の基本計画業務を行いたいと、そこで1年間挟むということで実施設計の後、基本設計が平成30年、実施設計が31年、その後に平成32年から総合体育館建設に入るということで、そのときにご説明をしたと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 3)の公共施設等総合管理計画のことなんですが、今町は学校関係は一生涯懸命やっていると、生徒数が減少してきてはいますけれども学校の施設も耐震性も含めて急ぐべきというところで、ほかの例えば老朽化の進む上下水道の施設、公民館などの施設も、それから役場はもう耐震性も危ぶまれる、水が漏れるようなこともあるというような、そういう

意味で、私は町民からすると、どのような優先順位をつけて今後町としては公共施設等総合管理計画をやるのかという関心があると思うんですけども、担当課としてその点どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） その辺の優先順位を含めまして、今後個別施設計画を立てるときにそういった項目を立てることになっておりますので、議論していきたいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 先ほどの答弁で、国が今後個別施設計画をつくりなさいという方針だと。それプラス、町の既存のいろいろな計画も絡むということだったんですが、この次の柴田町の長期総合計画ともいろいろと関係していくんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） 長期計画を立てるときは、当然財政の側面からも計画を立てていくようになると思いますので、関係してくると思います。ただ、直接的には今回28年度に策定しました総合管理計画、これが指針となって個別計画を策定していくということになるかと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） この管理計画をつくるというのはあれなんですか。財政課なんですか、それともまちづくり政策課、どういうシステムといいますか、あれなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） 公共施設財産ということで財政課が所管しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 大きな3問目に入りますが、私のこういう質問を受けて、例えば町内のほかの地区の集会所の状況というのも確認したでしょうか。例えば、こうやって学生に限らず誰かが、申しわけないけれども陰でたばこを吸ってしまったとかいう状況確認というのはしたんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 全てではないんですけども、区長さんに集会所は管理委託しているの、区長さんに聞きましたらそういったのは見たことないという、全部の区長さんじゃないんですけども、そういうふうに聞きました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 実は、私のうちの近くの秋葉神社という1つの例を出しましたが、用水路の上の通路を行きますと、実は4区の集会所があるんです。だから、私のうちは6区なんですけど、すぐ隣が4区で、4区の人たちとも昔からつき合いの多いところなんですけれども、その方たちの話は、うちの4区の集会所のところでも学生がそうやってたばこを吸っているという話でした。ですから、できましたら町としては私のこういう質問を受けて、今区長さんに言って特に問題になるようなケースはなかったということでしょうけれども、一応今後も何ていったらいいか、見守りというのはしてほしいと思いますけれども、集会所の防火という意味でも。要望でいいです。

次にお聞きしたいのは、大学の近くに神山前の町営アパートってありますけれども、そこでも以前周辺で学生がたばこを吸うということで住民から苦情が出たんですよね。都市建設課が何か所かに張り紙をしていました。最近はどういう状況でしょうか。そういうことはないということでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 入居者からは、若干そういう電話をいただくこともございます。そのたびに張り紙を新しくしたり工夫はさせてもらっていると。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 何も、私は仙台大学を目のかたきにしているのではなくて、大学から議員もいらっしやいますし、立派な学生が育っているけれども、ごく一部の学生のマナーの悪さからこういう地域住民からの苦情というのが、ちょうどあれなんです。6月の第1日曜日が私と平間議員の地元の6A区というんですけれども、地区内の各団体の会合があるんですよ。そうすると、残念ながら毎年のように大学生に対する苦情とか出てくるんです。

だから、この質問はことし6月の、もう前に出しましたからあれなんですけど、それで実は5月だったかな、これの出す前だ、大学で会合があるというので私たちで、あそこは25周年記念館というのか食堂になっているんですかね、安部議員がわかりますが、たしかこういう張り紙があったんです。「あなたの一服が仙台大学生の就職活動を左右する」というような張り紙でした。私、それを見たときに、大学生のたばこのマナーの悪さがどこからか伝わっていて、企業の人事採用担当者のところに行って、例えば仙台大学生がマナー悪い、じゃあ採用しないよとかってなるかもしれませんという意味なのか、若いあなたもたばこを吸っていたら体に悪いから就職活動にも影響するからたばこを吸うなって、そういう意味かは私もわかりません。

しかし、大学の食堂にこういうことを張っていたりということは、さっき私が大学に電話し

てマナー指導してくれ、大学もやることはやっていますということで、やることはやっているんだなとは思いますが、やはりああやってまたこういう防火上も私は集会所のところですからね。もう一度私は大学に町から言ってほしい。前、私が質問した後には次の日、学長さんすぐ私の自宅に来ていろいろご迷惑かけていますって来ましたけれども、地域住民だってやはり困っているわけですよ。いろいろ。そういう意味で、このちょうど入れかわる時期、先ほどは広報しただけでもいろいろ町もごみのこととかやっていると言いましたけれども、私からすると改めてもう一度町からも大学に対してマナー指導というのをやってほしい。

それですね、たばこのことありましたが、質問の最後の部分にアパートなどのごみの出し方って書きましたが、うちの地区なんかでもアパートの大学生のごみの出し方の苦情も多いんです。前は自治会の役員の方が軽トラックで見回りしまして、はみ出しているのを押し込むか、どうしても入らないのは回収したりということもあったんです。そういう意味で、これは要望でもいいですよ、町民環境課でも。改めて、環境美化委員とか、ああいう方も含めてアパートなどのごみの出し方というのをやはり徹底してほしいと思います。要望という言い方しましたけれども、できたらやるのかどうか答弁願いたいと思いますけれども。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 舟山議員もおっしゃったとおり、大学のほうにもそういう苦情相談があったら随時報告するとともに、ごみの出し方についても学生に限らず地域の環境指導員、環境美化実践委員、アパートの所有者等に機会があるごとに話しして、そういうごみの出し方を適切な出し方をさせていただくように指導していきたいとおもっておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 私がこういうふうにくどくど言うというのは、住民の中にはこういう苦情をどこに言ったらいいのかと。町も行政相談というのをやっているかもわからないが、かといって町に相談したからってすぐに解決してもらえないものでもないだろうと、泣き寝入りすればいいのかと言われたことありますので、たまたま今回こういう集会所のところでたばこ吸っているとは思いませんでしたので、特に取り上げてもう1回やりました。

何でこんなに舟山議員うるさく言うのかなと、執行部の人思うかもしれませんが、こういうふうを考えている町民もいるというか、苦情を持っている町民というか、住民がいるということを理解していただきたいと思います。

以上にて質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて15番舟山彰君の一般質問を終結いたします。

次に、9番平間奈緒美さん、質問席において質問してください。

〔9番 平間奈緒美君 登壇〕

○9番（平間奈緒美君） 9番平間奈緒美。大綱3問質問いたします。

ふるさと納税のさらなる活用を。

ふるさと納税制度は「生まれ育ったふるさとに貢献できる」「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる」として創設され、自分の生まれ育った故郷に限らず、どの自治体にも寄附ができる制度で、平成20年度の税制改革によって導入されました。

平成27年度の税制改正で、ふるさと納税枠が約2倍に拡充したこと、ふるさと納税を行う自治体の数が5団体以内であれば、控除に必要な確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まるなど、ふるさと納税がより身近なものとなりました。そのことから、本町でも27年度2,067件、寄附金5,652万2,111円、28年度では5,895件、寄附金が1億4,471万5,010円と、多くの方々から寄附をしていただけるようになりました。件数も着実にふえ、柴田町を知っていただくというPR効果もさらに向上したものと思われます。

自治体間で過熱するふるさと納税の返礼品に対し、4月1日付総務省から通達が出されています。今後は返礼品の見直しなどを含め、事業展開を見据えていくことが必要です。そこで、質問いたします。

- 1) 寄附者の地域別割合は。
- 2) 寄附していただいた方への御礼の方法は。
- 3) 返礼品の買い取り価格は。
- 4) リピーターの確保は。
- 5) ポータルサイトふるさとチョイスで申し込みをすると、最後の項目にアンケート調査があります。集計方法及び応援メッセージの活用方法は。
- 6) 自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る仕組みを活用したガバメントクラウドファンディングを柴田町でも取り入れてはどうでしょうか。

大綱2問目、旧勤労青少年ホームの今後は。

平成26年6月会議の一般質問で、現在利用していない旧勤労青少年ホームは、今後どのようにしていくのかという質問した際に、「現在2階フロア部分を物置として利用していることか

ら、今後全体の再利用について検討してまいります」との町長答弁がありました。平成29年3月に出された柴田町公共施設等総合管理計画書では、将来の施設利用検討案として、「老朽化対策が求められる建物は、必要に応じた対策（耐震診断や大規模改修）を検討します」とあります。今後、旧勤労青少年ホームの利用をどう考えているのか、再度質問いたします。

3 問目、今年の桜まつりの反省は。

ことしは白石川堤外地親水公園が完成し、多くの観光客の皆様に柴田町に訪れていただきました。しばた千桜橋の下で行ったさくらマルシェや白石川堤外地親水公園で行ったイベントなどが好評で、特に外国からのお客様はもとより、20代の若い方も多く見かけられました。東北観光復興対策交付金を活用し、白石川堤「一目千本桜」のブランド化を図り、国内外から観光客の誘客力を高めるため、大河原町と連携して一体的かつ効果的にプロモーション活動を行うことで柴田町の魅力をさらにPRできたのではないのでしょうか。

しかし、夜桜を見に来られたお客様からは、まつり終了時刻に照明が消えてしまったなどのさまざまな問題点も指摘されています。

来年さらにグレードアップしていくためにもことしの反省をしっかりと踏まえていく必要があります。

ことしの桜まつりの反省点について質問いたします。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平間奈緒美議員、大綱3点ございました。

まず1点目、ふるさと納税のさらなる活用をということで6点ございます。

1点目、地域別割合でございます。平成28年度の地域別割合は5,895件中、東京都が1,644件、28%、次いで神奈川県が655件、11%、大阪府が440件、7%、愛知県が396件、7%、千葉県が329件、6%となっております。首都圏の占める割合は3,156件で全体の54%、近畿地方が占める割合は1,044件で全体の18%となります。

2点目、寄附していただいた方への御礼ですが、町長名で御礼状を送付しております。

3点目、返礼品の買い取り価格ですが、返礼品の価格については、寄附額の3割以内としております。

4点目、リピーターの確保ですが、平成28年度の寄附件数は5,895件ですが、中には同年度中に複数回寄附をいただいた方も多数おられます。今後も寄附者数の増加やリピーター確保に

向けて、返礼品の充実や情報発信を図ってまいります。

5点目、サイトで申し込みの際の最後のアンケート調査の集計とかですが、ポータルサイトふるさとチョイスからの寄附申し込みの際のアンケートは任意入力項目であり、全ての方がアンケート回答はしていません。アンケートの集計方法は、ポータルサイトのデータをもとに町で集計しています。アンケートの項目は出身地、性別、年代、生年、ふるさと納税の動機、ふるさと納税は何回目か、ふるさと納税をどこで知ったか、応援メッセージの8項目となっています。

応援メッセージは、寄附をいただいた方から励ましの言葉や柴田町の発展に期待を込めたメッセージなどをいただいております。返礼品に関することや、しばたの桜に期待するメッセージが多く、皆様の声を参考に返礼品の品ぞろえや桜の管理・育成などを行ってまいります。

6点目、ガバメントクラウドファンディングという言葉ですが、これは自治体が特定の目的のためにインターネット上で広く不特定多数の人、これをクラウドと呼ぶそうですが、呼びかけて資金を調達する、ファンディングをするものです。ガバメントクラウドファンディングを通して選んだ自治体に寄附をすると、ふるさと納税と同じように税額が控除され、返礼品を受け取ることができます。全国では68自治体を実施しています。

資金等調達を呼びかける際は、例えば埼玉県深谷市の「明治・近代化のレンガを焼いた、ホフマン輪窯をよみがえらせる！プロジェクト」という政策目標を掲げまして、そのホフマン輪窯の保存修理のための調査費用として300万円、山形県酒田市の「日本でここだけの酒田・いか釣り船団出航式で海の男を応援！プロジェクト」では、いか釣り船団出航式の開催費用や船上生活する乗組員への差し入れ費用などとして674万3,000円といったように、具体的な事業の内容、使い道、必要な寄附額を明示することがふるさと納税と異なる点であります。

反面、寄附という性格上、寄附額がどのくらい調達できるのか想定することは難しく、目標の金額に達しなかった場合でも、寄附をいただいた以上、当然事業は実施しなければならず、不確実性を持った資金調達手法であるとも言われております。自治体への信頼を損なうことのないよう配慮することが重要であると捉えております。

当面は、現在実施しているふるさと納税をさらに推進することを考えております。また、桜のまちづくりに関する事業を初め、総合体育館建設に関する事業、図書館建設に関する事業、給食センター建設に関する事業など、既に具体的な使い道を指定した寄附をいただいておりますが、今後、全国の皆様から応援していただきたい新たな事業があれば、一つの手法としてガバメントクラウドファンディングを考えてまいります。

大綱2点目、旧勤労青少年ホームの今後ですが、現在、旧勤労青少年ホームの建物は、桜まつりやイルミネーション関係の資材の保管場所として利用しているほか、シルバー人材センターの作業員の詰め所として活用しております。建物は、昭和47年の建築で既に45年が経過し、雨漏りや壁のひび割れ等、全体的に傷みが激しい状況であり、改修するとなるとその費用は屋根や内外壁、電気や機械設備等の改修のほか、耐震補強を含め概算で1億6,000万円にも及ぶと見込まれております。

公共施設等総合管理計画における旧勤労青少年ホームの将来の施設利用検討案では、必要に応じて施設のあり方や設備の更新などの方針を検討するとしておりますが、約1億6,000万円もかかる改修費用を勘案した場合、今後、原則として解体する方向で検討を進めたいと考えております。

大綱3点目、桜まつりの反省でございます。

ことしの桜まつりでは、白石川千桜公園が完成したことによる魅力度のアップや地方創生交付金や東北観光復興対策交付金を活用し、大河原町と連携したインバウンドに係るプロモーション活動を展開いたしました。イベント開催等によるおもてなしとしては、仙台銀行駐車場を会場とした商工会主催によるうまいものマルシェや、白石川堤のしばた千桜橋下では、ことしから新たにさくらマルシェを開催いたしました。その結果、ことしは天候にちょっと恵まれませんでした強風に見舞われたこともあって、桜まつりの期間中の売り上げは、昨年度に比べ観光物産交流館とスロープカーを合わせ7.4%減少しましたが、幸いにもさくらマルシェを新たに開設しましたので、全体としては23.4%の売り上げの増加となりました。

ことしの桜まつりの来場者数は24万6,000人で、昨年比べて2.4%、6,000人減少しましたが、外国人観光客は2,500人となり、昨年比べて25%増加いたしました。さらに、観光客の流れについては、桜まつり期間中の船岡駅と大河原駅の乗車人数を比較すると、船岡駅が6万7,310人で、大河原駅が6万4,795人で船岡駅が2,515人多いことから、JRを利用して白石川一目千本桜を見に来る観光客の流れは、前までは船岡駅において大河原駅で帰ったのが逆に大河原駅において船岡駅から帰るといふふうに変ってきているようでございます。

桜まつりの反省点、白石川一目千本桜は大河原町というイメージが残念ながら強いことから、今後、柴田町の一目千本桜であるというイメージアップを図るためにも、新たな観光名所となったしばた千桜公園や桜の小径を白石川堤「一目千本桜」ブランド化事業の中で、白石川一目千本桜とあわせて一体的なプロモーション活動を国内外に向けて行い、さらなる知名度アップを図ってまいりたいと思っております。

さらに、柴田町が白石川堤一目千本桜のビューポイント地であることの表記や、夜桜ライトアップでふえた観光客を売店等の売りに結びつけるために、来年度においては、さくらマルシェの営業時間の延長を関係者と協議してまいりたいと思っています。

最後に、ご指摘のあったしばた千桜橋を含む会場内照明の消灯時間については、町の広報紙やパンフレット等でお知らせはしていたんですが、来年は会場内アナウンスや看板などで周知を図っていきたいと思っております。そのほかの桜まつりの反省点は、今後の実行委員会で話し合い改善策を検討して、来年の桜まつりに反映させてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 平間奈緒美さん、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） それでは、ふるさと納税について伺います。

ふるさと納税、平成27年度からワンストップ特例制度なども始まり、平成28年度のふるさと納税全体的に、15年度の納付率というのは全国で1,653億円で前年度の4.2倍に急増しているということで、ふるさと納税、大分利用されている方がふえているのかなと思っております。柴田町もそれに伴い、平成27年、28年と多くの方に寄附をしていただいている状況ですが、先ほど4月1日付で総務省からふるさと納税にかかわる返礼品の送付等について通達がありました。

その中で、ふるさと納税の募集に関する基本的事項の中で、返礼品の送付を強調してふるさと納税を募集することを慎む一方で、地域の実情に応じて創意工夫を図り、抜粋してみます、寄附金を充当する事業の成果等について、公表や寄附者に対する報告を行うなど、ふるさと納税の目的等が明確に伝わるように努めることとあります。

先ほど、町長答弁では、現在ふるさと納税、柴田町では桜のまちの推進や総合体育館建設、図書館建設や給食センター建設などさまざまな使い道、寄附をいただいている方への使い道として出されておりますが、これに対してもう少し具体的に、例えば総合体育館建設に向けて現在こうでこうですので、皆さん柴田町頑張っていますとか、桜につきましても例えばこういうふうに桜育成や保護に努めておりますとか、さらに具体的な内容を明記することを考えてはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） ただいま、4つの事業についてご質問いただきました。体育館、図書館、給食センターにつきましては、具体的にこういった形でというのは具体的なものはないと先ほどご答弁させていただきましたので、現在はご寄附いただいたものでこのくらの金額を頂戴しましたということでアップさせていただいております。桜につきましては、

桜に関する事業ということで同様に金額を載せているわけではございますが、ただいまいい提案を頂戴したと思っておりますので、こういった事業に使っておりますということはこれから載せていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） やはり今はいろんなアンケート調査なども行っている中で、返礼品ありきになっていると思います。柴田町も返礼品は素晴らしいものが取りそろえられていますが、ふるさと応援寄附金、ふるさと納税、返礼品ももちろんなんですけれども、寄附される方というのは、その町がどんなことをしているかどんなことに取り組んでいきたいのかということが具体的に出されることによって、じゃあ応援しよう、応援したいということが一番だと思いますので、具体的な内容を明確にすることがこれからのふるさと納税に大切なのかなと思います。これに関していかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） ただいま答弁いたしましたように、使い道ということで掲載をしていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） ぜひ具体的な、もっと詳しい具体的なものをに入れていただくと寄附される方もそれならということで、もっと力を入れていただけるのかなと思いますのでお願いいたします。

それでは、4月1日、総務省から出ました見直し、返礼品なんですけれども、近隣のまちで山形県の6月2日の新聞の発表に、返礼品の見直し、見直し再通知というのが出されております。柴田町では、そういったものはないですよということなんですけれども、実際に見直し通知、再通知というものはあったのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 先ほど、カメラのほうは自主的に私どもで取り扱いをやめさせていただきました。また、国では各自治体のサイトをごらんになったんだろうと、これは私の推察でございます。1,700の自治体を一つ一つ見ていかれたのかなと推測なんですございますが、私どものほうにも家具というものでいかがなんでしょうかというお知らせはございました。家具でございます。仙台箆筒でございます。国で総務省で通達がまいりました。あちらにつきましては高級品というものに家具が入ったんだろうと推察されます。ただし、金額が高級品というのが1,000万円以上の品物なのか、50万円の品物なのか、それは国では明示はしてお

りません。その辺をはっきり出してほしいというのが新聞紙上でにぎわっている自治体が悩むところではございますが、そういったことで国では発信をしたということでございます。

あとは、貴金属、宝飾品、ゴルフクラブ、自転車ですね、電化製品等ということで換金性のあるものと捉えているようでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 柴田町、家具ということで何点か出されております。でも、やはりそれは柴田町としての伝統工芸というか、そういったもので私は非常にこれからもそれに関してはいいかなと思うんですけれども、わかりました。

それでは、事務に係る経費について質問いたします。実際、寄附をいただいて約3割の返礼品ということなんですけれども、あと事務にかかる費用というのは大体どのくらいかかっているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 50%は町のお金、約50%は返礼品やら郵送費やらポータルサイトの経費ということで使わせていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） できるだけ、いただいたお金を有効に使うということで、実際御礼状、先ほど町長答弁でも、町長の名前で御礼状を送っていますよということだったんですけれども、実際どういう形で、例えばワンペーパーで出されているのかその御礼状に関しての内容を伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 町長名でのワンペーパーでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） その御礼状をお送りするときに、例えば町の情報紙とかそういったものというのは一緒に送られてはいないんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 御礼のやり方なんでございますけれども、始まったころ、件数の少ないころは町長が1件1件に直接町長室からお電話をいたしまして、御礼の意を伝えておりました。それは、平成26年だったと思うんですが、19件のご寄附でございました。町長が電話しておりました。

平成27年になりましてからは2,067件だったと思いますが、件数が多くなりまして町長も対

応できないということをごさいますして、ペーパーのほうにいたしました。28年度は約6,000件ですので、なかなかそれは夢の、それは厳しいということをごさいます。

最初、件数が少なかった平成26年19件のときには、町長の御礼状とともに「しばたのお拾い」という、ご存じのパンフレットをごさいますすが、花のまちということで花の冊子をごさいます。パンフレットということで2冊を同封させていただきまして、町のことを知っていただきたいということをやったんでごさいますすが、それが2,000件ということになりまして、ちょっと控えさせていただいているところをごさいます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ごさいますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 平成26年当初、まだ少なかった寄附をいただいていた方が少なかったときの町長の電話、とてもいただいた方はうれしかったのかなと思われます。ぜひ、時間の許す限りというのは、もちろん難しいことは重々承知しているんですが、そういったこともあると寄附をしていただいた方、やはり柴田町に由来があつたり、例えば本当に出身者で関東のほうにお仕事で行かれたとか、そういった方が例えば町長から、ふだん一般の方でも町長とお話することってない方が、そういったときに電話をいただいたなんていったらとてもうれしいと思うんですけれども、町長、もしお時間があつたら特に忙しく、例えば12月のふるさと納税が集中する時期ではない、今の時期は少ないと思うんですけれども、そういった時期にというのはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） そうですね。金額の多寡ではないんですが、ふるさと納税、相当多額のやつ、町長もおやというようなときには、やっぱりうれしいものですから、電話をさせていただいているところをごさいます。

あと、担当者のほうからこの方は前もいただいたんですよという報告がありましたら、やはり柴田町への思いがある方なので、そのときは電話をさせていただいているということをごさいます。5,000件近くあると、なかなか難しいものですから、何か町長の気持ちを動かすようなコメントとかありましたら、そのときは電話をさせていただこうかなと思っております。なかなか全ては難しいですね。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 確かにそうだと思います。

先ほど、件数が少ないとき、柴田町のPR紙、お拾いとか花のパンフレットなどを送っていたということですがけれども、今は件数が多いから送らなくなったということでもよろしいのでし

ようか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） そのとおりでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） やはり、いただいた方、御礼状、町長のお言葉のメッセージが入った御礼状をいただいた方から伺ったんですけれども、やはりその中で柴田町を知っている、例えば柴田町出身の方が関東のほうに行かれてその方がふるさと納税協力したいということで出された方は、柴田町をもちろん知っている方だと思うんですけれども、柴田町を知らない方、先ほど関東が54%、近畿地方で18%ということで大変いただいているわけなんですけれども、柴田町を知らなくて多分ポータルサイトのほうから直接検索をかけていただいたという、あの中だけの情報というよりは、やはりそういったパンフレット、どういう封書サイズなのか、それとも大きいA4サイズの入る封書で送っているのかにもよると思うんですけれども、封筒の大きさというのはどんな大きさで出しているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 普通の定型の80円の長形でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） それは、80円のサイズではカタログというか冊子は送れないということですね。でも、多少、ちょっと値段が例えば1,000円ぐらいかかるわけではないので、私はそういったもの、町のPR紙、観光になるものは一緒に寄附をいただいた方、町長の御礼状と一緒に送るべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） ご寄附をいただいたもので、いろんな事業、箱の事業に充当させていただいておりますので、余り事業に支障のない程度で軽度のものであれば何かチームで考えたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） やはり、せっかくですので、そういったところでこれからふるさと納税は大事なことはやはり町のPRと一緒に送ることが、一番寄附をいただいた方に対しての一番大切なものだと思います。例えば、先ほど町長もおっしゃいました2回、3回と寄附をいただいている方もいらっしゃると思います。そういった方たちをどんどんリピーターをふやしていくという考えも一つだと思いますので、ぜひそういった町のPR紙なんかを入れてい

ただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 考慮してまいりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） ぜひお願いしたいと思います。

特に、関東方面51%ということなんですけれども、柴田町のPRを日帰りでも帰って来れるような近いところです。特に、桜の時期、関東のほうから多くの方に柴田町を訪れていただくとか、例えばこれからですと紫陽花まつり、曼珠沙華まつりなどさまざまなイベントがあります。そういった中で納税をしていただいた方にPRするというのも一つのアイデアだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） ただいまご質問をいただいたのは、町のイベントのときに柴田町でふるさと納税やっているものを来場者に配るということですよね。

○9番（平間奈緒美君） 済みません、ごめんなさい。ふるさと納税で寄附していただいた方に、返礼品ではなくてそういったイベント情報をお伝えするというので、そういった考えもあると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 大変失礼いたしました。

そういうこともあると思います。ちょっと考えてみたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） ちょっとまた戻ってしまうと思うんですけれども、先ほど使い道について何点か質問させていただきました。姉妹都市である北上市ではふるさと北上応援寄附金活用報告書というのを出されています。寄附の状況や寄附いただいたものを実際にどんなものに活用したかというものを具体化して、例えば活用事業トピックス、小中学校に安全な教育環境づくりということで事業を行っております。実際に、柴田町でも教育関係にも寄附をいただいております。そういった意味では、それが何に使ったかというのをやはり先ほど申したとおりに明確化していかなければいけないと思うんですけれども、これについて教育関係、福祉関係についてどんなことで使っているのか伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 教育関係につきましては、学校の備品等に充当させてい

ただいております。また、福祉部門につきましては、社会福祉協議会の事業ということで充当させていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） そういったものをホームページ上で載せるということは、非常に大事だと思います。ぜひお願いいたします。

ふるさと納税の、各実際にやっているガバメントクラウドファンディングについてです。何点か事業例があったので、紹介させていただきます。

東京都墨田区では、すみだ北斎美術館事業に限定をいたしまして大きな金額を集めているということで、実際に美術館もこれから建設されるということになっております。広島県神石高原町、犬の命を救う活動なんていうのも行われておりまして、大きな寄附を集めております。ぜひ、何の事業ということではないんですけれども、柴田町としてせめて、何ていうんだらう、ガバメントクラウドファンディングを活用した、例えば桜に特化したものを寄附100万円でも200万円でも募ってやって、そういった意味で、ましてさっき町長答弁では68自治体が行っているということなので、それに名乗りを上げるというのも一つのPRにつながると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 私どもでもGCFということで確認をさせていただきました。東京都墨田区の事業、ただいまご紹介ございました。また、広島県の犬の殺処分ということも今ご紹介いただいたわけですが、それぞれに全国の自治体で行っているようなもの、珍しくないものはなかなか難しいという状況のようでございます。現在は18自治体がアップされております。既にやったものも含めると68自治体ということでございましたけれども、私どもも東京都墨田区のすみだ北斎美術館というものが大変人気があるということで確認をさせていただきました。今回の目標金額は2,000万円、4月から始まりまして現在達成額、5月下旬ですけれども、約半分ぐらいは集まったということになっていたようでございます。また2つ目の広島県の広島から全国へ犬の殺処分ゼロにご支援をという動物愛護の事業でございますけれども、目標額は10億円、それにつきまして5月末でございますが、4億円ほど集まったという、動物愛護とか全国で葛飾北斎オンリーワンというようなものに関しては、大変人気があるということのようでございます。また、墨田区で行っているものを見ましたら、返礼品というものも大変魅力的なものがあったようございまして、選択制なんですけど、すみだ水族館を年中楽しめるパスポートもしくは東京の夜景を堪能しながら味わう豪華なディナー、あなた

のお名前を刻むネームプレートもしくは葛飾北斎モチーフのステーションナリーグッズの贈呈など、そういった返礼品のものもとても魅力のあるものということでマッチングしたというところでも人気が出るというものもありますので、その辺はじっくりと全国の方々から見られるものということで、有効なものということで選定していくことが肝要かなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） やはり、魅力あるものに対しては、寄附していただける方も寄附を募ってやっていただけるのかなと思います。

返礼品が最近では叫ばれております。豪華な返礼品が多いということで、ある意見、ポータルサイトを見るとある意味ネットショップのような感じもとてもあるというご批判もいただいているところもあります。私は返礼品はもちろん返礼品でいいんですけども、やはり寄附していただける方の気持ちというものを考えると、柴田町に何で寄附するのか、返礼品だけではないよなというものもとてもあると思います。柴田町に合った事業展開をしていく上で、そうしたところで寄附を、例えば桜の看板をつくるときに、前回も言ったと思うんですけども、すてきな看板をつくったときに名前を入れるとか、そういったものも一つのアイデアかと思っておりますので、そういったものを展開していただければかなと思います。

お礼品だけではなくて、地域の魅力を丁寧に伝えて、しっかりとした地域活性化を行っている自治体が、地域の発展を築き活躍していく未来だということも、ふるさと納税と地域経営の本の中で書かれておりました。ITを活用したローコストのPR施策、そして自治体主体のふるさと納税制度のルールづくりや、決まった寄附金を取り入れて、視点を取り入れたまちづくりや地場の産業が活性化されることにつながる投資が必要となると思います。これからのふるさと納税に期待して、次の質問に移ります。

旧勤労青少年ホームです。先ほど町長答弁の中で、昭和47年、45年を経過しているということで壁割れや改修すると耐震に約1億6,000万円かかるということで、解体する方向だということがありました。それは早急にするのでしょうか。それとも時期を見ていずれということなんでしょうか。伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） ただいま町長の答弁でも答弁しておりますけれども、シルバー人材センターの一応、詰め所にもなっている、物置でも使っているということですので、すぐにはないんですけども、改修する方向ではなくて解体する方向で持っていきたいという考えでございます。

- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 9番（平間奈緒美君） シルバー人材の方々の休憩所、保管庫やちょっとした休憩場所にもなっているということなんですけれども、それであれば改修はしないにしても多少うまく活用する方法というのでも考えてもいいのかなと思うんですけれども、今入ると割と物がわあっと置いてあって、もう少しきれいにしてというのはいかがなんでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（斎藤英泰君） もともと、シルバー人材センターに休憩所というわけじゃなくて、物置としてとりあえず物を置くと、草刈りの機械とかそういったものを置くということで始まりまして、たまたま寒い時期になりますとお昼を外で食べるのも大変だということで、一時その中に入って詰め所がわりに使っているというのが今の現状でございます。
- ですから、物置として使っている以上、あくまで備品とかきちっとしてもらおうようにこちらでも声がけはしております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 9番（平間奈緒美君） ちなみに、電気とか水道というのは通っているんでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（斎藤英泰君） あくまで物置ということですので、電気も水道もありません。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 9番（平間奈緒美君） 人の出入りがあるということですので、多少、以前平成26年に聞いたときには耐震診断していないということもあるので、いろんなものに活用できればというご答弁もいただいていたんですけれども、そういう方向ではないということでもよろしいでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（斎藤英泰君） 今、たまたまあいているものですから、物置として活用させていただいているということです。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 9番（平間奈緒美君） でも、休憩所として使っているわけですから、多少、何ていうんだろ、いろんな意味でそれでシルバー人材センターでお仕事されている方たちは、何もおっしゃらずに使われているということでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（斎藤英泰君） 繰り返しになりますけれども、あくまで物置ということでもたまたまあいているものから置かせていただくようになったと。冬場、特に寒い時期にお昼ぐ

らい外で食べるのが寒いものですから、中で食べさせてもらうようにということで、一時詰め所という意味合いで中に入って食べているという実情です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） いずれは解体するということですので、いずれはどこか場所を移動してもらいなりなんなりを考えていかなくはないかと思うんですけれども、これに関してはいずれということは今すぐではないという回答だったんですけれども、やはりあそこの場所にあるものですから、特に桜の時期に活用できないかということで前回質問させていただいたんですけれども、これから解体する方向であのままの状態でしばらくいくということで、再度確認です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 前回ご質問いただいたときは、いろんな活用方法も考えたんですが、現場のほうから給排水に相当お金がかかるということで、それだったらほかの補助金を活用して新しく建物を建てたほうが有利かなと判断させていただいて、今の青少年ホームについては物置として使ってもらいと、便宜的にシルバー人材センターのあそこで作業している方限定でお昼休み等に使っていただくと、当面はそうせざるを得ないのかなと思っております。

地方創生の活用方法でもリニューアルしてという検討をしたんですが、やはり1億6,000万円と言われると新築したほうがよいのかなということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 金額は金額ですので、あそこを再利用というのはなかなか難しいのかなと思います。できるだけ、人力でできること、例えば外壁の汚れを取るとか、見た目的なもの、外側からでもできることはあると思いますので、そういったところで冬のイルミネーションなんかあそこの入り口のところですてきなイルミネーションが飾られて、多くの方に来ていただいているという状況もございますので、お金をかけないで人力でできることをやっていただければと思います。

3点目に移ります。

桜まつり、反省ということで今回質問させていただきました。今回、一目千本桜のブランド化ということで大河原町と共同でやったんですけれども、今回、大河原町と共同で出しているパンフレットの中でライトアップの時間、大河原町は10時、柴田町は9時となっております。これは何か意味があったのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 大河原町との違いは、あくまで夜まで向こうは屋台なり売店をやっているという関係で、10時までのライトアップということになっております。ただ、柴田町につきましてはあくまでライトアップ、船岡城址公園内9時までライトアップということでしておる関係で、それに合わせて千本桜のほうのライトアップも一応9時ということで設定させていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） ということは、来年も同じように9時までということによろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） ことし始まりましたさくらマルシェ、営業時間も、これから夜の営業も進めていくと、売り上げを伸ばすためにも売り上げのためにも延ばすということもありますけれども、ただ一応時間については今のところライトアップの時間については来年もまた9時ということで計画していきたいと思っております。ただ、マルシェの営業時間もこれからの打ち合わせの中でどういうふうが変わっていくか、変わる可能性もあるということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） ライトアップの時間がずれているということで、多分来られた方も急に切れたというか、時間になって照明が切れてしまってちょっと怖かったというか、というご意見として結構いただいております。先ほど、町長答弁の中でも照明の延長についてやアナウンス、看板等で周知していくということがありました。急に切れることのないように、必ずアナウンス等をしていただければと思います。

さらになんですけれども、さくらマルシェで営業時間が今回4時だか4時半で終わってしまったというのはどういった意味からなのでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今回、初めてだということで夜の営業、果たしてお客さんが来てもらえるかどうかわからないということで、試行で日中の部だけやってみましょうということがスタートでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） では、次年度に向けて今後話し合いをしていくということですので、改善をしていくということによろしいのでしょうか。確認です。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（斎藤英泰君） 出店の方々と今後営業時間について、今議員からも話がありましたとおりに、場合によっては夜間の営業もやると、やりたいということであれば夜間の時間も延長して進めるということになる予定です。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 9番（平間奈緒美君） それでは、親水公園内のイベントについて、15日は青空応援団、16日には上川名の皆様によるもちつき大会、そして、みこしの披露もあったということなんですけれども、桜の時期だけのイベントだけではなくて、今後は親水公園、すてきな舞台もできております。あそこで、今後これからイベントというのを考えていったほうがいいのかと思うんですけれども、それについて何かお考え等ありますでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（斎藤英泰君） 親水公園の、特に今議員提案がありました舞台、いろんな意見でこれからイベントの中で一つちょっとしたコンサートを開催するとか、そうしたことで考えていきたいと思っております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 9番（平間奈緒美君） せっかくすてきなステージですので、月1回とは言わないんですけれども、イベントができるような何かイベントを起こしていただきたいと思います。
- これからだと紫陽花まつりも控えておりますので、紫陽花まつりや曼珠沙華などイベントができるのかなと思っております。
- 親水公園のあずまやがあるところ、あの周辺に電気設備がないということで伺っていたんですけれども、実際1本電柱が立っていて、電気は引っ張れるということを伺ったんですけれども、実際それに対してはどうなんでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 議員のおっしゃるとおり、1本引き込み中です。旧4号のほうから引っ張ってございますので、イベントあれば電気屋に頼めばそこからとれるということになります。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 9番（平間奈緒美君） あとは水道、水関係なんですけれども、水道は引くことは難しいということ伺っていたんですけれども、それに関してはどうでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 現在確かに水道はございませんで、河川内を縦断、縦方向に水道管を通すことは河川法で規制されているので通すことができません。今のところ、仮設か何かで水道を用意するか、そういった方向で考えなければならぬだろうと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 最初の計画では野点をするという計画があったんですけども、そういった水道関係とかいろんなことで野点ができなくなったと伺っていたんですけども、それに関してはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） それも、実はお茶会、野点をするときにお茶会の関係者の方々と相談したときに、やはり水道施設がないということがそこで大々的にお茶会ができなくなってしまったということで、ただ今回桜まつりの期間中に郷土館の中でやはりお茶を楽しんでいただきたいという催しもやるということで、そちらのほうに振りかえまして行ったと。ですから、親水公園だけじゃなくて、そういった郷土館も使う、さらに船岡城址公園を桜を楽しみながらお茶も楽しんでもらうという形に変えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 一目千本桜、やはりどうしてもイメージとしても大河原町のほうが強いということで、私も何冊か雑誌を買いまして見ました。やはり、2017年の花びあは白石川堤一目千本桜、大河原町としか書いてありません。じゃらん2017年4月号では大河原町から柴田町ということで書いてあったんですけども、すごくすてきな写真の中で掲載はされているんですけども、今度は船岡城址公園載っていないということで非常に、やはり柴田町は船岡城址公園、大河原堤の一目千本桜が一緒になると集客も上がるのかなと思っておりますので、ブランドとして柴田町がもっともっと有名になるにはこういった雑誌等も、もちろんいろんな媒体を使ってやっていると思いますが、こういったところでどういうふうに、さらにブランド事業を進めていくかということでビューポイント地というのを挙げていると思われませんが、何か所ぐらいを考えているのか伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） いろんな私も写真集とか情報誌で柴田町が最近いろんなところで取り上げられているということはわかるんですが、ただ名前が大河原駅から何分と書いてあって、まだまだ柴田町の一目千本桜になっていないというふうに思いますが、映っている風景は柴田町の風景でございますので、やり方によっては自主的に柴田町にお客さんを呼べるのかなと思っ

ているところであります。

今回のテレビにおきましても、民放は柴田町の千桜公園を映していただいたんですが、NHKだけは大河原でしたね。ですので、NHKの新聞記者等に来年は柴田町の実況中継をお願いしますと情報発信をしております。一番は魅力的な空間整備だろうと思っております。桜の小径、今72本の八重紅しだれ桜がすくすくと育っておりますし、千桜公園もお客様、素晴らしい公園ということで利用していただいておりますので、まずは大河原町と柴田町が連携してやっていこうかなと思っております。

大河原町のほうが、正直言って今回2,000台車が多かったということですね。それは事実でございます。柴田町は600台少なくなった。それは理由があるんです。柴田町は滞在時間がその分長くなって駐車場の回転が悪くなったということなので、それでも柴田町の魅力が高まったあかしではないかなと思っております。大河原町と柴田町が連携して、柴田町で長時間待つのであれば大河原町の河川敷にとめていただいて、駐車料金は大河原町で稼いでいただいて、実質的に売り上げはこちらで稼がせていただくという連携で、柴田町と大河原町の一目千本桜、海外的にも大分、数段知名度が上がってきたものですから、ブランド化を両町で一緒にやっていきたいと思っておりますので、ご支援お願いしたいと思っております。

私も、夜桜見たんですが、大河原町の実績には相当追いつかないなと正直思いました。出店する方々の意欲、そこの夜桜の明るさ、安全安心の環境づくりも相当明るかったし、やっぱり一番は水が使えるということが大きな要素かなと思っております。そうした困難点もございますので、柴田は柴田なりに補った形で両町が連携してこの白石川一目千本桜のブランド化を目指して、やれるところから手をつけていきたいと思っていたところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 駐車場、滞在時間が長くなったということは非常にうれしいことだと思います。そうした中で、少しでも滞在時間を延ばしていただくための施策ということで、千桜公園などさまざまな空間整備行われていると思われま。ぜひ、柴田町の桜、そして白石川堤一目千本桜が大河原町とうまく連携して柴田町がもっともっと全国にPRできるように。

そして、ふるさと納税にちょっと戻りますけれども、関東から五十数%の方がふるさと納税していただけるということは、やはりしばたの桜、もっともっとうまくPRすればさらに関東方面からのお客様ももっともっと来ていただけるものと思っております。これからも、桜まつり、毎年のもので、職員の方皆様もPR、非常に大変だとは思われますが、一丸となってイベントを盛り上げていきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて9番平間奈緒美さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時45分再開といたします。

午後2時34分 休 憩

午後2時45分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次の質問者吉田和夫君から資料の提出がありましたので、お手元に配付しております。ご確認いただきます。

それでは、6番吉田和夫君、質問席において質問してください。

〔6番 吉田和夫君 登壇〕

○6番（吉田和夫君） 6番吉田和夫でございます。大綱3問質問させていただきます。

1問目、AEDの有効活用について。

平成27年12月の総務省消防庁の報告によると、平成26年中に一般市民が目撃した心肺停止疾病者は2万5,255人で、心肺蘇生を実施した疾病者は1万3,679人、そのうち、1カ月後の生存者は2,106人、15.4%、1カ月後の社会復帰者は1,476人、10.8%でした。

一方、一般市民がAEDを使用し除細動を実施した疾病者は1,030人であり、そのうち1カ月後の生存者は519人、50.4%、1カ月後の社会復帰者446人、43.3%の報告がされています。

柴田町においても、何人かの議員がAED設置や拡大について質問しましたが、今回は少し角度を変え、質問いたします。

イベントの多い日曜、祭日はもちろんのこと、24時間営業しているコンビニエンスストアなどにも多くの自治体がAEDを設置しています。いざというときに、いち早くAEDを活用できるようにするのか、お伺いいたします。

- 1) 柴田町全体でのAEDの配置状況は。
- 2) 柴田町の公共施設のAED設置状況は。
- 3) 柴田町の小・中学校のAED設置状況は。
- 4) 屋外型AED収納ボックスの設置は。
- 5) イベントでのAED貸し出しも有効ではないか。

6) 多くの自治体でコンビニエンスストア等にAED設置を依頼していますが、柴田町の状況は。

7) 救命講習会の年間スケジュールは。

大綱2問目。雨水対策についてでございます。

間もなく梅雨を迎えます。5月13、17、23、24日と局地冠水対策マニュアルに関する住民説明会が行われ、私も参加いたしました。根本的な雨水対策については、莫大な予算がかかります。住民ができる雨水対策として、全国の自治体の中には、水環境の保全と浸水被害の防止に有効な雨水貯留タンクの設置を進めているところもあります。

茨城県日立市の雨水タンク補助事業は、河川の氾濫や住宅への浸水被害を防ぐ目的から、住民が雨水タンクを購入し設置する際に、その費用の2分の1または3分の2を補助するというものです。昨年度から対象地域を市内全域に拡大し、市民の意識啓発と雨水対策の普及につながっているとのことでした。

これによって、雨水タンクを設置した住宅では、庭木への散水や洗車など日常生活の中で雨水を活用することができ、喜ばれております。水の有効利用も図られると同時に、水道の無駄使いもなくなる上、災害のときにも役立つ大変有効な事業です。

柴田町においても設置を検討すべきと考え、提案いたします。

1) 県内でも積極的に設置し、補助事業として実施している自治体もありますが、柴田町ではどうでしょうか。

2) 雨水災害対策や雨水の利活用についての住民の意識啓蒙も図られるのではないのでしょうか。

3) 埼玉県新座市は、公共施設41カ所に雨水貯留槽を設置し、新聞でも取り上げられておりました。参考にすべきではないでしょうか。

大綱3問目、成人用肺炎球菌予防接種の推進についてでございます。

私の選挙公約の一つに各種予防接種の推進があります。柴田町の健康寿命延伸のためにも一生懸命働いてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

昨年12月会議において、高齢者を対象とした成人用肺炎球菌ワクチンの接種について質問いたしました。これは予防接種法に基づいて自治体が行う定期予防接種になったものです。柴田町の死亡原因でも肺炎は上位です。死亡のリスクをできるだけ少なくするように、ワクチン接種の接種率のアップを提案し、リコールを実施するとのことでしたが、お伺ひします。

1) 平成28年度の接種対象者と接種者総数は。

2) 再接種した人数と接種した数は。接種票がなかった人への対応は。

3) 平成29年度の対策はどのようにしますか。今回もリコールは同じ1月ごろ実施するのでしょうか。

4) パソコンやスマートフォンアプリを利用して、接種日の確認はできないのでしょうか。

5) 接種してから5年後の任意接種に何らかの補助をすべきではないでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 吉田和夫議員、大綱3点ございました。

まず第1点目、AEDの有効活用で7点ほどございました。随時お答えいたします。

1問目から4問目までは関連しますので、一括でお答えさせていただきます。

AEDの設置については、届け出が義務づけされていないため、柴田町内で設置されている総数を確認することはできません。公共施設の設置状況については、役場庁舎に1台、船岡生涯学習センターを初め、生涯学習8施設に8台、船岡体育館を初め、スポーツ施設3施設に3台、合計12台を設置しています。学校施設の設置状況については、各小中学校の校舎と体育館にそれぞれ1台、合わせて18台を設置しています。

なお、小中学校も含めた公共施設については、全て屋内に設置しておりますが、平成18年4月に初めて設置してから、幸いにもこの10年間1度も使用する機会はありませんでした。

提案の屋外型AEDの収納ボックスについては、確かに公共施設が開いていないときでもAEDが使えるというメリットがございます。しかし、盗難やいたずらなどの心配があり、いざというときに使えなくなるおそれがあることから、設置については十分に検討する必要があると現在のところ考えております。

5点目、貸し出しですが、柴田さくらマラソンの際には、主催者が業者からAEDを借りて準備していただきました。町としては同様に、イベント主催者に対し、AEDの持参を呼びかけたり、いざという場合には近くの公共施設に設置しているAEDを活用するように説明してまいります。

なお、町のホームページでは、AEDの設置施設、設置場所、台数、電話番号、所在地を公表しております。

6点目、コンビニエンスストアにはAEDの設置について義務づけがなされていないため、残念ながらこれまで町がAEDの設置を依頼したことはありませんでした。今後、AEDの

必要性は啓蒙してまいります。最終的にはコンビニエンスストアの所有者や経営者の判断に委ねざるを得ないと考えております。

7点目、救命講習会の年間スケジュールでございますが、仙南地域広域行政事務組合では大河原消防署、白石消防署、角田消防署の3会場で講習時間が3時間の普通救命講習Ⅰを開催しています。大河原消防署では、偶数月の第4土曜日、ただし12月は第3土曜日になるようですが、年6回、白石消防署では3月、7月、11月の第4土曜日の年3回、角田消防署では1月、5月、9月の第4土曜日の年3回開催しております。対象は仙南2市7町に住んでいる方、または勤務している方となっております。定員は1回20人程度です。10人から20人のまとまった人数であれば、学校や事業所、自主防災組織などの実施も可能となっております。平成28年度の消防統計では合計120回実施し、1,749人が受講いたしました。1回当たり14.6人の受講者数でございます。

また、柴田消防署でも各地に出向いて普通救命講習会を実施しております。定員は1回当たり10人から25人までとなっております。平成28年度に実施した3時間の普通救命講習Ⅰでは、婦人防火クラブ、自主防災組織、会社などで18回実施し、250人が受講しています。3時間未満の応急手当講習は、学校教諭や学校プール監視員、婦人防火クラブなどを対象に21回開催し、521人が受講しています。

大綱2点目、雨水対策でございます。

県内でも、補助事業として実施している自治体があるんですが、柴田町はどうですかということですが、県内では仙台市を初め4市の自治体で、災害時における長期間の断水などによる生活用水の確保や、日常生活での庭への散水など、雨水の有効利用の促進、また、雨水の流出を抑制し、浸水被害の防止を図ることを目的に助成制度を設けております。補助については、対象となる貯留タンクの容量は自治体により異なりますが、80リットルから250リットル以上が要件であります。目安としては、家庭用の浴槽1個分の容量が約200リットルに相当します。各自治体では、限度額を設けて設置費用を助成しています。県内4市の平成28年度の雨水貯水タンクの設置実績は1市当たり5件から26件です。

近年、宅地化が進んだこと、道路や駐車場等の舗装によって雨水の流出が早くなり、浸水被害が発生しております。雨水を敷地内にためるということも浸水被害対策の一つと認識しております。

現在、本町では公共下水道事業による浸水対策として、鷲沼排水区に調整池を整備しておりますが、例えばこの調整池と比較した場合、柴田町全世帯が80リットルから250リットルの雨

水貯留タンクを設置しても、実質的な雨水対策にはほど遠いのが実情でございます。ご理解をいただきたいと思っております。

2点目、本町といたしましては、各家庭において雨水の利用は節水や防災意識の向上に効果があると考えておりますので、まずは雨水の利活用について啓蒙活動を図り、住民の間での機運の醸成に努めてまいりたいと思っております。

3点目、近年、埼玉県新座市では、夏場に渇水による水不足の影響から、上水道の水源である利根川からの取水が制限されたこともあり、水利用に対する住民の関心が高まっている市でございます。そのため、市では雨水の有効利用の一環として、屋根に降った雨水がといを通り、地面に置いた貯留タンクに水をためるといった方式で、公共施設への雨水貯留タンクを設置しています。また、一般住宅や共同住宅及び事業用建物については、雨水を貯留し樹木への植木への散水等に利用することを目的とした、新座市省エネルギー設備設置費補助金という制度を設けております。

本町といたしましては、まずは節水対策として、雨水の有効利用について町民への普及・啓発活動を展開し、機運が盛り上がってきた段階で改めて検討させていただきたいと思っております。

3点目、成人用肺炎球菌予防接種で5点ほどございました。

高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチン予防接種については、初めにご説明をいたします。この予防接種は65歳の方を対象として平成26年10月から予防接種法に基づく定期接種となりました。平成30年度までは経過措置として、今まで予防接種を受けたことがない方で、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方もその年度において定期接種として公費助成が受けられます。

平成28年度の接種対象者は1,850人で、そのうち984人がワクチン接種を受け、接種率は53.2%となりました。

2点目、平成28年度については、4月に対象者全員へ接種票を個別通知して接種の勧奨を行い、その後お知らせ版に4回掲載し周知に努めました。再通知については、平成29年2月初旬に未接種者1,097人に対して、はがきによる接種勧奨を行いました。その結果、2月から3月にかけて259人が接種を受け、平成28年度は前年度の接種率を8.2%上回りました。また、接種票を紛失された方については、誤接種を防止するため接種票の再発行は行いませんでした。

3点目、平成29年度はさらに接種率を向上させることとし、接種票の紛失を防ぐために接種票の発行方法の見直しを行いました。これまで、対象者全員に接種希望を問わず接種票を個別

通知しておりました。今年度は、4月に対象者全員に対してはがきにより接種勧奨を行い、接種を希望し申し込んだ方に接種票を随時送付してまいります。なお、9月ごろには申し込みをしていない方に対して再通知による接種勧奨を行う予定です。

4点目、町内の予防接種委託医療機関における接種日については、接種希望者に対して個別通知により周知しております。予防接種を受けるためには、1日当たりの定員枠が設けられている医療機関もありますので、医療機関への予約確認が必要となります。なお、現在インターネットによる予防接種の予約ができる町内医療機関はございません。

5点目、高齢者を対象とした成人用肺炎球菌ワクチン予防接種は、高齢者インフルエンザワクチン予防接種と同様に、予防接種法に定めるB類疾病の定期接種となっております。これらB類疾病の定期接種の実施に際しては、個人の重症化予防が目的であることから、みずからの意思で希望し接種を行うこととなっております。こうしたことから、町としては当面、定期接種の対象者となっている65歳の方及び経過措置の方の接種勧奨に全力を挙げてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 吉田和夫君、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） まず、質問する前に、5月15日に柴田町のホームページからAEDの資料を取りました。そしたら、15カ所。AEDというのは自動体外式除細動器の略なんですけれども、除細動器の除は除くなんですけれども、柴田町のホームページには助ける助になっておりましたので、見ると10カ所ぐらいありましたので、これはどこの担当になるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） 申しわけございませんでした。総務課でこれはホームページにことし2月にアップしたんですが、こちらでやっておりました間違っておりましたので訂正いたします。失礼いたしました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 10カ所ぐらいありましたので、私もさっき気づきましたので、ぜひとも訂正をお願いしたいと思います。

先ほど、町長からの答弁もいただきました。大変難しいようなものだというようなこともありましたけれども、この柴田町のホームページには30カ所、町長答弁と同じように公共施設、学校、設置場所、時間帯等は載っておりました。先日、消防訓練が行われました総合グラウンドには脇のほうに1台あったんですけれども、どこの所属のAEDだったんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） この間の消防演習の際には、消防署で実は持ってきたものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） どこかからの貸し出しが何かで設置されたのかなと思って、総合グラウンドには設置されてあるんですけども、そこから持ち出したものなのか関心を持って見ておりました。消防本部、専門のところなので持ってきて設置したということだと思います。

柴田町のみならず、AEDの所在がどこにあるかというAEDマップというのがございます。前回、小玉さんだったでしょうか、答えているんですね。セブンイレブン、ホームセンターにはないんですけども、41カ所、柴田町にあるという。そういう答弁が、答弁書、有賀議員が質問したときに載っていました。私も、そのマップを拡大していくと、41ぐらいはあるんですね。でも、全て日曜・祭日とかは使えないし、また、ほかの会社のところ貸してくださいというわけにもいきませんので、本当にどこにあるかきちんと明確にしていかなければいけないんですけども、3)の小学校中学校、私も全部確認いたしました。2カ所ずつ小学校、中学校はあるんですけども、全て日曜・祭日あるいは平常時には使えますかといったら、やはり全部が使えません。

それで、先ほど皆さんにお配りしたやつ、これは茨城県龍ケ崎市のホームページ見つけたんですけども、市内全小中学校のAEDを屋外に移設し、24時間365日使用可能にしましたと、趣意書もありました。従来からAEDをコンビニエンスストアに配置するなど、万一に備えた救急医療対策向上に取り組んでおります。そして、今回さらなる体制強化を目的に市内全小中学校にAED屋外型の収納ボックスを導入し、3月26日より運用開始しました云々。

また、導入の経緯については、下から2番目、なお、2014年には他県において、自分のところでないんですね、他県において、校舎が鍵がかかっていたため夜間の部活動に倒れた生徒にAEDが使用できなかったとの報道もありましたので、うちのほうでは常に使えるようにしましたという、屋外ボックスで全国初、県内初、これは27年3月現在ですけども、今のところ茨城県では初の事例で全部屋外に設けて、近隣のところにも非常に好評を博しているというのがありました。

柴田町にもせつかく30台設置されて、夜間休日の場合は使用できないというようなものもあったので、私もタイトルのAEDの有効活用についてということで活用されたほうがいいんじゃないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） お答えいたします。

今のところ、公共施設の中で設置していますので、確かにあいていないときは使えない状況にもあるんですが、まずは今のところこれでもって現状のまま置かせていただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 室の持ち腐れですよ。そのまま使えないんですから。使えるようにしたほうがいいと思います。

4) でですね、屋外型のAED収納ボックスというところに、神奈川県大和市というところでことし3月、市内28校に設置したAED、全部屋外に移設したという新聞記事を、私読みました。これは夜間休日あるいは学校で何かあった場合には、窓ガラスを割って使用していいとはなっているんですけども、柴田町にはそういう場合、学校の窓ガラスを割って体育館に入ってAEDを使用していいという、そういう周知徹底はなされていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 柴田町では、体育館のほうにも昨年度から取りつけておりますので、体育館で万が一の状況になった場合には、体育館に設置したAEDを活用するという周知でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） ちょっと質問趣旨違うんですけども、平常時例えば槻木小学校でグラウンドを利用しています。でも、学校は休みで全部閉庁しています。その場合、子どもが倒れた。学校にあるはずだといって閉まっている場合、窓ガラスを割っていいというふうな周知徹底はされていますかということです。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） グラウンド等で土曜日曜、スポーツ少年団等が練習等を行っている場合なんですが、運悪く体育館が学校が使っていない場合は鍵がかかっていますので、ガラスを破って使っているですよというお話はしたことがありません。ただ、実態とすると、学校開放事業をやっているんですが、学校開放事業をやっている場合には管理人がおりまして体育館のほうもあいております。体育館は全部入り口にAEDが設置されておりますので、体育館を学校が使っている場合には、グラウンドで事業をやっている方たちも使える状態にはあるかと思っております。ただ、それが必ずあいているわけでないという状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 私の質問は、日曜・祭日、学校でも校舎でも閉庁時に閉まっている場合も利用できるよにということで、ほかの自治体は外に移しています。そういうものを例えば柴田町でも一遍でというのは難しいですので、1つずつ屋外に設置することはできないでしょうかということですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） 先ほど町長答弁でもお話ししたとおり、いたずらとか盗難、AEDも高いものですから、そういった可能性があるということで、そういう点からすぐにはできないかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） どの自治体でも命を守るために、ブザーが鳴ったり学校を壊してまで入ってもいいという自治体もあるわけですから、1分1秒を争うようなときに、先ほど最初述べたように、AEDを使って倒れた人を助ければ50%の人は社会復帰までできますよという総務省でも効果的なものを認めています。でも、柴田町では30カ所回っていて土曜・日曜・祭日、いざというときには使えない状態なので、1台でも2台でもそういう設置の方向、今だめということだったんですけれども、もう一つ、ただでAEDを設置する方法もありますけれども、これは知っていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） それは確認しておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） ぜひ勉強してほしいと思うんですけれども、私の補助資料の裏側に自動販売機、あります。自動販売機の中にAEDがセットされております。無料AEDのこと、いろいろ検索したら、横須賀市のところでAED付自動販売機設置行政財産目的外使用者募集案内書、いわゆる入札書が出ていました。市内のアパート、公営住宅等においては自動販売機を設置するかわり、AEDつきのやつを入れてください、お金は無料です、もうけてください、そのかわりAEDを入れてください、こういう入札案内があります。こういう設置方法もあると思うんですけれども、わかりませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） 今、吉田議員からこの資料を見せてもらいまして、かつて町営住宅を建てるに当たって自販機を設置するという話と、AEDつきの自販機を設置するという

話もあったようなんですが、地元の住民の方からそれを反対されたという話も伺っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 地元の住民の人も反対する人もいるだろうし、あれば安心だという方がおりますし、横須賀市では公営住宅のところ、18カ所全部入りました。入札の詳しいところまであります。お金もうけた場合は市に返すんですかとか、返さなくてもいいのかという契約書の内容までありますので、例えば小学校、中学校の体育館の脇とか敷地内は多分できないと思いますので、近所にあるとかといったら非常にいいと思うんですけれども、そういう設置の方法も検討していただけないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） すぐにではないんですけれども、設置場所とかもいろいろ出ていると思うんですけれども、町のほうで入札、公告出しまして実際どれだけ集まるかわかりませんが、まずはそうですね、できないとは言えませんが、まずこれについてはちょっと考えてみたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） ぜひ、設置してほしいと思うんです。自動でなくとも学校のやつを1つ外に入れるだけでもいいと思うんです。ほかのところでは、最近5月の新聞、私切り抜いているんですけれども、茨城県牛久市ではセブンイレブン17店舗、ことし中にはほかのコンビニ32店舗まで設置、5月12日兵庫県播磨町、3万4,590人、柴田町と同じくらいです。町内コンビニ10店舗に設置、5月19日千葉県松戸市市内152店舗全コンビニに設置。これはスタンドとかコンビニというのは常にここにあるよという意思表示だけわかりやすいということで、そういう設置の方法もあります。私は、タイトルの、何回も言うようなんですけれども、AEDの活用をしたい。本当は使わなければ一番いいんですけれども、いざというときに使える。これをぜひ検討していただきたいと思います。

2問目、雨水対策についてです。

仙台市、石巻市、多賀城市、岩沼市、先ほどの町長答弁ではあそこの第5号調整池、莫大な予算をつぎ込んでいます。約70億円ぐらいをかけて。それと1件1万円とかそのくらいの金額で補助していただくというのは、比べものにはならないと思います。規模にもならないと思うんですけれども、国土交通省で雨水対策マニュアル出しているの知っていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） お答えいたします。

国土交通省では社会資本整備交付金、防災・安全交付金ということで新世代下水道支援事業ということで雨水対策を設けているものがございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。

○6番（吉田和夫君） ちゃんと、マニュアル、法律化もきちんとされております。国土交通省では雨水ってありますけれども（あまみず）という表現使われております。私も「あまみず」とか「うすい」とかごちゃまぜで使っているんですけれども、ぜひ町長にも知っていただきたい。国土交通省ではこういうふううたっています。ゲリラ豪雨に対して地域一体で設置すれば、町の小型ダムになる。こういうキャッチフレーズでうたっているんですけれども、ほかの自治体でも補助事業としてやっております。柴田町でもそういう設置方法について検討はなされていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 現在、全国で233自治体でこの助成制度を活用しているところがございます。市が多いわけなんです、町においてはわずか26町ということで全体でも2%足らずの利用状況とっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 国土交通省の雨水の利用推進に関する基本方針、これは平成27年3月に出されております。次の5点が期待できるということうたっています。質問しますが、私のほうから言います。

1、緊急時の水洗トイレ用、2、渇水時において自立分散型の水資源、3、下水道、河川などへの集中的な流出の抑制、4、散水などに利用することにより暑さ対策、5、浸透機能をおくらせ、地下水の涵養を図るという5点を利点として挙げております。柴田町では町長も説明なされておりました。非常に大型プロジェクトは難しいですよ、水の流れ、水門の関係の仕方、一生懸命、提案そして流れを説明して、私も参加して感銘を受けていました。特に、槻木地区の下町地区では、バイパスに対する雨水対策8%、あのバイパスに流れる水の量、でも何とか国土交通省に食らいついてテーブルに乗りましたとお話ししたときに、みんなどよめいたのは町長ご存じだったでしょうか。非常に喜んでおります。

柴田町には大型プロジェクトもやっております。こういう国土交通省に対しても粘り強くやっています。土のうステーションもつくりました。また、こういう雨水対策もやっているんですよというのを1項目加えたらどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 国土交通省の制度につきましては、まず町の雨水計画、そちらの認可計画から変更してまいらなければなりません。現在、柴田町では雨水対策として1地区について集中して整備を急いでいるわけなのですが、このようなところから現在は制度の活用については周囲の自治体等の動向について検討していければと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） ぜひ検討していただきたいと思うんですけども、町長言うとおりの鷺沼排水区の貯水量からすれば1家庭の200リットルなんていうのはスズメの涙かもわかりませんが、雨水対策に対する柴田町の意識啓蒙というのが大きく変わると思うんです。そういう意識啓蒙を何とか実施していただきたい。ちょうど、昨年4月に国土交通省水管理国土保全局水資源部で、雨水の利用の推進に対するガイドラインが出ています。ページ数からすると41ページあります。先ほど、体育館どうのこうのって言いましたけれども、今上下水道課長も言ったとおり、公共施設でも計画をつくって例えば地下貯水池をつくるとか、非常時の清掃用とかトイレ用とかいうのは、つくらなければならない目標値に新たに去年あたりから追加されています。

こういう生活水とか生活用水、雑用水、防火水、これもこれからの施設についてはぜひ検討していただきたいと思えますし、意識啓蒙からすれば非常にいい取っ手口になるんじゃないかなと思うんですけども、これ町長どうですか。町長の見解なんかも。町長のお話のついでに一つこれを入れれば、ここまで柴田町やっていますよというのは。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 吉田議員には褒めていただいて町長の性格をよくご存じだとは思いますが、やはり雨水対策という私のほうではハードを整備するということから抜けないというのが実情でございます。また、この水害対策の雨水対策と利活用の雨水対策では若干個人に補助してもちょっと違うのかなと。利用するためにはいつでも貯水池が満杯になっていないといけないし、満杯だと雨水をためられないということになりますので、私としては最終的には利活用の方向に行きますが、今のところは意識啓発が大変大事だということでございますので、雨水の災害よりも有効利用、こちらのほうで資源を無駄にしない、資源という観点からの啓発活動をさせていただきたいと思えます。

実質やはり盛り上がらないと、仙台市で多分26件だかどうかわかりませんが、1市当たり5件から26件なので、年間、まだまだほかの自治体も努力をしなきゃいけないのかなと思えます。褒めていただいて、前向きに答弁したいのはやまやまなんですけど、当面は雨水の有効利用に關す

る住民への意識啓発活動、こちらを優先させていただいて、盛り上がった時点で私の家にも入りたいという数がまとまってきたときには補助制度も検討していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） わかりました。非常に町長のお話からすれば、また一つ追加されていいのかなとは思いました。

3問目の肺炎球菌の件についてお伺いいたします。

非常に前年度については53.2%、984人ということでしたけれども、過去にない数字だったんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 高齢者を対象とした肺炎球菌の接種率について申し上げます。

平成28年度は53.2%、26年から始まったので、そこからの接種率を申し上げます。26年度が47.9%、27年度45.0%、今回が53.2%、過去に類を見ない接種率でした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 肺炎球菌でワクチンで救われる命があれば救いたい、こんなところからぜひとも接種率を上げたいということで何度も質問させていただきました。

仙南の市町村と比較すると、柴田町の接種率はどうですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 仙南の接種率なんですけれども、手元にある資料は28年度分ですので、28年度でお答えしたいと思います。50%を超えているところは柴田町と七ヶ宿町だけです。それ以外は40%台が4カ所、あとは5%から10%のところもありますので、市町名は控えたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 健康推進課の皆さん、本当に努力していただきまして、ありがとうございました。8.2%アップというお話を聞いて、ちょうど私も選挙の期間だったので、我が家に飛び込んできた方がいました。80歳のおばあちゃんが、はがきを持ってきました。1月下旬だったと思います。こういうの来たんですけども、という話で見たら、再接種の通知の案内。私は初めて見ました。「これ、私が12月の議会で一般質問して再接種するように言ったやつなんですよ、必ず受けてくださいね」、こういうふうにお話しして、私もちょうど同級生だったんですけども、該当の年が、65歳で該当の年、そのおばあさんは80歳だったと思いますけれども、受けさせていただきました。

非常に有効な施策だったと思います。今回、9月にやるということで、今度は接種票をやらないで、はがきをやって受ける人だけに提出するのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 今年度は、予防接種の問診票、予診票を最初には通知をしないで申し込んだ方について送るように変えました。昨年度の反省で、予防接種の接種票を送られていないという問い合わせが結構多くありました。ご自身で申し込まれていないということで、意識が非常に低かったかなと思われました。今回は申し込んでいただくという方式にしましたら、きちんと連絡が来ておりますので、非常に反響も今いい状態です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 確かに、再接種というのは非常に難しい、スケジュール表なんか見ると副作用もあるので5年以内に受けたら副作用が大きいとかという肺炎球菌の一番のデメリットかと思うんですけれども、ぜひとも接種率を上げていただいて、いずれは、課長にも以前お話ししたとおり、接種率が上がれば肺炎で亡くなる人も少なくなる、ひいては医療費も抑制できる、このようなもので、保険料も安くなるとか、こういうのは長く続けばそういうところまで持っていきたいなと思うんです。

4番目のパソコンを使つてのスマートフォンアプリを利用して、今私の該当年で接種しなきゃいけないんだというアプリなんかはないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 現在、町ではアプリは考えておりません。小さなお子さんの乳幼児に関して何度も接種しなければならないものに関しては、間隔等もございますので、アプリ等を利用して管理している方もいらっしゃいますが、この高齢者を対象にしたものは肺炎球菌の場合は一生に1回公費ということなので、町のほうから個別での勧奨をしていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 私、病院で予防接種を受けたときに、シールを5枚いただきました。そのシールにどう書かれているかということ、「肺炎球菌ワクチンを接種されましたので、再接種の場合には十分な間隔を確認して行ってください」というシールが5枚張られているものですね。医療機関でも一生に2回接種すべき、私もずっと2回接種したほうがいいんじゃないというお話をしていましたけれども、医療機関でも2回接種を勧めていますけれども、柴田町としてはどうですか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（佐藤浩美君） 予防接種の2回接種についてなんですけれども、1度接種した後5年を経過したときに個人の体の免疫状態が低くなるようであれば再接種を勧めるということで、5年ごとに追加で接種をするという予防接種の意味とは若干異なります。1度接種した後は5年後は自分の状態がわかるかかりつけの先生と相談しなければ、適切かどうかの判断ができないということで、町では2回目の接種については現在のところは検討はいたしておりません。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。
- 6番（吉田和夫君） 多くの方、ほとんどの方が肺炎球菌ワクチンの接種の仕方について理解されていなかった人が非常に多かったです。2回接種を補助しているところ、仙南にありますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（佐藤浩美君） 2回目の接種を行っているのは仙南では白石市です。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。
- 6番（吉田和夫君） 5年後もそうですけれども、2回接種のほうはやはりドクターにお話も聞くと、そのためのシールであって自分でどこかに張っておいて5年後体調がよければ、今補助ありませんので、1回補助もらったので、任意で5年後に受けてください、こういう趣旨で構わないんですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（佐藤浩美君） 吉田議員のおっしゃるとおりです。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。
- 6番（吉田和夫君） 今回、65歳で受けられなかった人、66歳でも受けられるような、忘れちゃって補助対象ではないんですけれども、柴田町の独自の救済方法ってありますか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（佐藤浩美君） 現在のところ、柴田町独自の任意接種者に対する補助制度はございません。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 6番（吉田和夫君） であれば、今回も始まると思います。65歳、70歳という節目の健診の前回同様、もっと以上に60%台を目指すように、肺炎をなくして死亡率を減らす。柴田町の第3位だと思います。死亡率ですね。柴田町の健康寿命延伸のためにも、私も努力しますので、一

生懸命柴田町の健康寿命延伸のためにも、頑張ってくださいということをお話しして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋たい子君） これにて、6番吉田和夫君の一般質問を終結いたします。

間もなく、会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますのでご了承願います。

次に、2番加藤滋君、質問席において質問してください。

〔2番 加藤 滋君 登壇〕

○2番（加藤 滋君） 2番加藤滋です。

大綱2問質問させていただきます。

質問の前に、訂正しなければならないところがございます。2番のごみ集積所の設備と管理についての5行目、「毎年」となっておりますが、訂正をお願いしたいと思います。「毎年」を削除していただいて、「今年度も新たに作成された」と訂正をお願いいたします。

それでは、大綱1問、**槻木市街地の冠水対策について。**

近年、地球温暖化が一因となり、全国各地で異常気象に伴うゲリラ豪雨や台風等での河川の氾濫や土砂崩れにより、家屋の流出等大きな被害が続出しています。本町でも、大雨時には毎年のように局地的に住宅地が冠水し、床上・床下浸水の被害が発生しています。私の地元の槻木下町・上町地区の市街地地区では、大雨が予想されると自宅周りに土のうを積み、自家用車を高台に移動し、一部の方は部屋の畳を上げるなどして水害に備えています。

町は、南浦排水路及び稲荷山用水路の整備を進めてきましたが、昨年も一時的とはいえ、住宅地での冠水があったことから、住民の不安はいまだに解消されていません。

5月17日、局地冠水対策マニュアルに関する住民説明会が、槻木生涯学習センターで開催されました。多くの住民が参加したことは、大雨への不安のあらわれと冠水対策に高い関心を示したものだと思われまます。今回のような槻木地区における総合的な冠水対策の説明は初めてであり、一定の評価をするものですが、住民の生活を守り、安全・安心な暮らしに向けてさらなる対策が必要と考えます。

そこで、当該地区における冠水対策について伺います。

- 1) これまでの雨水排水路の整備状況は。そして、その効果をどのように考えていますか。
- 2) 排水路に通じる側溝の整備は。
- 3) 現状からのさらなる改善策及び恒久対策の計画と今後の取り組みは。

大綱2問目、**ごみ集積所の設備と管理について。**

私は、6年半行政区長を務め、区民相互の親睦と生活環境の維持・向上に向けた事業に取り

組みました。その中でも特に苦労したことは、ごみ集積所にかかわる問題でした。

今年度も新たに作成された「ごみの分け方と出し方」の冊子が各戸に配布され、各家庭ではごみを出すときに大変役立っていることと思います。しかしながら、ごみの収集日を守らない・分別していない等ルールどおりではない、いわゆる違反ごみへの対応には大変困っていました。

地区の環境美化実践委員は、その都度ごみの分別や一時保管する等の作業があります。また、自分たちで処理できないものはタイミングをはかり、町民環境課に臨時回収をしてもらい、ごみ集積所をきれいに保つように努めていました。

町民が常日ごろから利用するごみ集積所ですが、それには幾つかの課題があると思います。

第1には、その設備は、素材・形・大きさ等いろいろなものとなっているのが現状です。コンクリートやブロックで囲んだ設備、スチール（金網）製や木製の箱型の設備、集積所を表示する看板だけのところとさまざまです。第2には、鳥獣・飛散対策用ネットですが、その設置の有無、ネットの色もまちまちです。第3には、違反ごみの放置やネット使用後の片づけがあります。管理の状況も行政区や町内会で相違があり、環境美化実践委員が1名ずつ配置されていますが、うまく機能しているのでしょうか。

そこで、花のまち柴田にふさわしいごみ集積所のあり方、そして町内の景観・美観の観点から質問します。

- 1) 町内のごみ集積所は何カ所ありますか。設備の種類ごとに大別できますか。
- 2) ごみ集積所の設備は、今後統一できませんか。
- 3) ごみ集積所の管理状況は把握していますか。
- 4) 環境美化実践委員制度の見直しは。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 加藤滋議員、大綱2点ございました。

まず、槻木市街地の冠水対策でございます。3点ほどございました。関連しますので、1点から3点までは一括で答弁をさせていただきます。

槻木上町や下町などの槻木市街地は、地形的な特性などにより、大雨の際、床上や床下浸水の被害が発生する頻度が高い場所となっており、住民生活に不安を抱かせておりました。町では、冠水被害の軽減を図るため、従来からの排水系統である南浦排水路から槻木下町二丁目の

槻木体育館前への一方向での排水を分水して、槻木郵便局、槻木生涯学習センター前を通り、槻木下町一丁目の飯淵歯科医院前の稲荷山用水路まで、ボックスカルバート幅1メートル高さ70センチで導き、さらに8インチ口径200ミリ2台のポンプ施設も備えた雨水対策工事を、平成26年度から平成27年度の2カ年で実施いたしました。そのほかにも、平成28年度には畑中街道踏切の上町側に、単独の排水ポンプ8インチ口径20センチ1台新設しております。

おかげさまで、雨水対策工事整備後は、槻木市街地の床上や床下浸水の発生はしておらず、一定の効果はあったと考えております。

次に、排水路に通じる側溝についてですが、勾配の悪い箇所や修繕が必要な箇所については、町の単独事業により、少しずつではありますが改修を続けております。また、冠水被害の要因にもなっている側溝の土砂撤去や横断管渠の閉塞解消のための清掃などは、専門業者に委託して実施しております。

次に、さらなる改善策及び恒久対策の計画と今後の取り組みについてですが、分水路やポンプ設置などの雨水対策工事は一定の効果을上げているものの、一部地域においては宅地や周辺地盤の高さが低く、大雨に対する不安の残る箇所もありますので、側溝整備や土砂浚渫を継続的に実施するとともに、効果的な対策も検討してまいります。また、国道4号線のバイパスの雨水処理についても、引き続き国土交通省に要望してまいります。

大綱2点目、ごみ集積所の設備と管理で4点ほどございました。

1点目、各行政区内の一般集積所は579カ所、アパート専用集積所は220カ所で、合わせて計799カ所あります。種類については、ブロック積み、スチール製、木製、看板のみに大別されています。

2点目、ごみ集積所は数種類に分かれています。木製が多く設置されております。各行政区では、試行錯誤しながら集積所に鳥獣・飛散対策用ネットを設置している状況です。近年、費用はかかりますが、町の地域づくり補助金を活用して、維持管理しやすいスチール製の集積所に計画的に交換している行政区もふえてきました。一方で、道路脇のり面など場所によっては、設置当初から加工が必要な木製でない設置できないケースもあります。このように、各行政区の実情に合った設置が必要となりますので、残念ながら統一は難しいと考えております。しかし、景観・美観に関しては、公衆衛生組合連合会と協議しながら、維持管理を含めた環境美化に努めてまいりたいと考えております。

3点目、各行政区でのごみ集積所の管理については違いがあると思いますが、一般的には環境美化実践委員と利用者の当番で掃除や分別等を行っている状況です。行政区長、環境美化実

踐委員、当番から集積所に違反ごみが出されたなどの連絡があった場合、町ではその都度確認を行い回収等の対応をしていますが、全ての集積所の管理状況は残念ながら把握できておりません。集積所の管理については、今後、公衆衛生組合連合会と協議を行い、管理状況について把握してまいります。

4点目、環境美化実践委員は柴田町公衆衛生組合連合会規約に基づき、各衛生組合長推薦により各集積所に1名を選任し、ごみ集積所の清掃及びごみの分別収集の促進と環境美化の指導に当たっています。委員の構成は、働きながらの従事は難しいことから、高齢者の方が多く選任されている状況にありますので、委員の人選や活動内容に関して公衆衛生組合連合会で協議をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 加藤滋君、再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 槻木市街地の冠水対策についてということで、これまでの取り組み等ご説明いただきましてありがとうございます。一定の効果があるというご答弁をいただきましたので、ご質問させていただきたいと思えます。

槻木市街地から、従来は槻木体育館下町水路が1本でございまして、その後郵便局、学習センター第2駐車場から飯淵歯科医院の前まで新しく水路をつくっていただきまして、ポンプで排出するという事になったわけでもございまして、その効果があるかと思っているわけでもございまして、昨年一時的にはいえ冠水したということがございまして、その点から若干ご質問をさせていただきたいと思えます。

まず、稲荷山用水路に排出するには、四日市場分水門を全開して稲荷山用水路を空にしなくちゃいけないということですが、その白石川の取水口から閉めてから四日市場の分水門を全開し、空にするまでの時間的なことは、どのくらいかかっているのかお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） お答えします。

実は、事前情報として、稲荷山の話が出たので、今、時間的なご質問でしたけれども、稲荷山用水については、名取土地改良区のほうで今遠隔でもって自動でボタン1つで閉鎖状態にできるようになったということで伝えられています。それで、四日市場の分水門、それから、雷土水門ですね、中間の水門をむやみやたらと全部正直あけるわけにはいかない状況もあります。当然、雨の降り方や例えば今大雨で大変な状況になっているという状況ですと、稲荷山分水門の水門は全部あけて一気に低地排水路、いわゆる四日市場排水路のほうに機関場のほうに流し

てやるんでございますけれども、そうでない状況、例えば予備的に今あけておかないとまずいとか、そういう状況によっても時間差はありますけれども、うちのほうではご依頼してから大体三、四十分という計算をしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 取水口の閉めるのはボタン1つでというお話でした。そうしますと、稲荷山用水路までの水門が白幡、上町、下町2カ所と4カ所ございますね。その他、ポンプを榎木西、畑中、下町というふうなポンプを設置しているわけですが、それはボタン1つでというわけにはいかないと思いますが、その辺の人員配置並びに連絡体制、どのようにしているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 人員配置といえますか、稲荷山へのまずは要請ですね。名取土地改良区へ要請は当然電話なりでできますので、まずは稲荷山用水の水門、取水口の閉鎖を電話でもってお願いをします。それと同時に職員が出向いて各水門のチェックをします。閉めたり、内水というか中に入っていないような状況なりつくって、最後は雷土水門という水門をあけて、最後に四日市場の分水門をあけるということをまずやります。その前に、下町のメインの水門も稲荷山からの逆流がないように閉めたりという行動をします。それは都市建設課の職員が3班体制でもって出向いて、操作をするということになります。

ポンプについては自動運転ということになりますので、たまったらフロートでもって、上がったらフロートが一定の位置に来たら上がる、一定の位置に来たらとまるというのは自動運転でやっているということでございます。ただし、ポンプ周辺にごみとかがたまってスクリーン等が動かないケースも出てくるので、職員については業者にお問い合わせするときもありますし、職員がついて時間を見計らってとるという作業もしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） さきほど、稲荷山用水路の水量が減るのに30分、40分かかるというお話でしたけれども、その30分、40分がゲリラ豪雨とか豪雨時には大変な時間だろうなというふうに思っております。それで多分、昨年一時的な冠水があったのかなと推測しておりますけれども、確かに冠水してから水が引くまでは大変早くなったということで、住民の方々も喜んでいらっしゃると思いますが、その30分、40分間にたまる水が今後なくせるようにまた改めてご質問させていただきたいと思います。

その前に2番目の側溝の整備でございますけれども、排水路に通じる側溝の水の流れを、私

も通告書書いてから確認しようと思ったのですが、思うような大雨が降らずにまだ確認できていないということで大変申しわけないんですが、ただ、住民の方のお話を聞くとよく水がたまるところの側溝は、なかなか見えない部分に土砂が多分たまって流れが悪いんじゃないかというお話がございました。その辺の確認についてはこれまでやってきたのか、また今後どうするのか教えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 局地冠水対策マニュアルの説明会の際にも、参加者の方から実はうちのところのますが土がたまっているとか、葉っぱが詰まっている、あるいは流れる方向が上町排水路のほうじゃなくて白幡方面に流れていくんじゃないかというご意見だったり、いやいや実は、うちのほうも低くて大変な状況にもなるんだという形で大分承った地区がございましたので、早速うちのほうでも確認行為をしまして、現在しゅんせつ、そういった場所についてはしゅんせつするなりという段取りを今つけているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 排水路のますからの流れが悪いというか見えないんですね。道路を横切っているような配管とか、そういったところをよく見ていただきたいという要望をさせていただきたいと思います。

我々も排水路の側溝の見える部分については、毎年一斉清掃で土砂上げ等実施しているわけですが、やはりふたのある側溝についてはなかなか自分たちではできないと。それが1つ2つでしたら住民の方々が共同で上げたりなんかもできるんですが、結構長い距離ふたがかかっているところもございますので、その辺は行政側のほうでやっていただければ大変助かると思うんですがいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） きょう、1問目でいらっしゃいます舟山議員のご質問にも非常に関連があるかと思えますけれども、いわゆる30センチ30センチと一般的な側溝、ふたがかりがあって歩道用のふたがかかっている、あるいは車道用のふたがかかっているという地域については、正直いいますとふたあけ器なども貸して、自分たちでできる範囲についてはやっただいてというのが正直現状でございまして、特殊事情でもって深いとか幅があつてとか用水も兼ねていて水が大量に常に来てるとか、低くなってどうしても人間の手では不可能だという場所については役場のほうでも考えなければならぬということなんです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○2番(加藤 滋君) それから、過去にあった例でございまして、申しわけないんですが、豪雨のとき冠水したところの排水路の引き込み口というんですか、そこに稲荷山用水路なり水を吐くときに周辺から水が押し寄せるといふか、引き込み口に入り込むんですが、それと一緒にゴミといいますか、雑草とかがいっぱい来て集まってまいりまして、取り込み口が詰まっちゃうんですね。現実にそういうこともございますので、できれば何らかの対策がそこでとればいいのかなど。

以前、我々何人かでちょうど取り入れ口のところの雑草を排除しようということでフォークではいたり、そんなことをしていましたので、何かいい対策がとればいいのかと思いますので、お伺いいたします。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長(水戸英義君) 多分、取り込み口といいますか、大きな排水路にかかっているグレーチング等に、草とか周辺のごみが集中してそこにたまっている状況だということだと思います。

私も、実は加藤議員が行政区長さんをされているときに、いろんな道具を使って周辺の方向名かとそういった取り除く作業をしている姿も拝見いたしました。それは多分、道路上にもう既に冠水している状況で、相当雨が強く長く大量に降ったときだったと思います。ただ、正直いいますと、そういったグレーチングは歩道のかわりにもなっているのでハイヒールの足が、何ていうんでしょう、刺さらない程度に目が詰まっている構造になっています。車が通る部分についてはある一定の、1センチとかそういったすき間があいている、のみ込みやすい構造にはなっているんですが、どうしても歩道上ですとそうした工夫もしているんですね。歩く人の対策ということで。ですから、抜本的には相当取り組み口というよりも、水路から水が上がらない仕組みを、私たちは考えなくてないというふうには思っています。

○議長(高橋たい子君) 再質問ございますか。どうぞ。

○2番(加藤 滋君) わかりました。

冠水した場合、毎年といふかその都度、槻木体育館下町集会所のところに仮設ポンプを持ってきていただきまして、そのたまった水を排水していただいているという状況はよくわかっております。そのせいか、冠水してから水が引いていくのが非常に早いということもございまして、私の要望としては下町・上町地区、長年の願い、住民の強い願いでもありますので、仮設ポンプよりは機動的にといふか、スイッチ1つでできるような常設のポンプは考えられないのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 現在、以前下町、槻木体育館の前に1本かぶりだったのが飯淵歯科医院の前に分水をして、基本的には今は飯淵歯科医院前に最初に流れて余った水が下町方面に行くという仕組みをつくっています。当然、仮設でもってポンプを入れてかいていた事実もございます。両方でやれば効果はもっともっと上がるというのは認識していますので、当然財政当局ともご相談しながらということになろうかと思えます。

最終的には、下町・上町地区を抜本的に救うのは、先ほど吉田議員も言いましたとおり、バイパスからの8%の水の国土交通省の処理あるいは今2系統でいっている下町の槻木体育館前の常設ポンプの設置が必要なんだという認識はございますので、検討はさせていただきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 下町・上町地区の住民の方々は本当に毎年のように、ゲリラ豪雨といいますか大雨には非常に不安を持っていることでもございますので、今の検討するという言葉もよろしいんですが、ぜひとも下町地区の長年の課題、住民の強い願いにお答えいただきたいと思えますが、町長いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今回、加藤議員初めての質問でありましたし、舟山議員からも冠水対策のマニュアルの質問がございましたので、たまたま6月2日朝5時ごろ、相当の雨が雷雨とともに降っていたので、早急に、早く起きて現場、一般質問にも答えなきゃいけないので、現場に行かなきゃだめだということで朝早くマニュアルの3カ所をめぐらせていただきました。そしたら、たまたま16区大浦区長とお会いしまして、周辺を見させていただきました。そしたら、私もじっくり見たせいもあるんでしょうけれども、側溝が潰れていたり下がっていたり、側溝がないというような現場を大浦区長に示されました。ただ、区長にはここだけ解決しても最終的には槻木体育館前の改善をしないとだめなんですというお話をさせていただいたところ、こちらも早くお願いしたいと。その足で、現場のほうからは「町長、常設ポンプはいいんだけど、下には下水道管、水道管が走っているんだ」というコメントもありましたので、現場の意見も聞かなきゃいけないということです。下水道管、水道管やっぱり入っているんですね。私としては簡単にこの道路に調整池をつくってポンプを設置したらどうかと言っていたんですが、やはり現場の職員のとおりなかなか下水道管、水道管を切り回してやるというのはちょっと調査をしないと、すぐには回答できないというふうに思った次第でございます。

また、これは素人考えなんですけど、名取用水、実は南浦排水路から来るやつがサイホンで鉄道のほうに行っているんですね。サイホンが使えなくなると仮設ポンプを入れざるを得ないんですが、素人考えで技術的にどうなのかわかりませんが、名取用水を雷土水門とか四日市場分水門のように町道の下で切って、直接名取用水をできないかというようなことを都市建設課に言おうかなというふうにして、きょうの答弁に備えていたわけですけども、とりあえずやはり早急に全体の調査をして、なるべく加藤議員がおっしゃったように、常設ポンプを設置するように現場を見させていただきたいと。

一番いいのは、調整池というんですか、つくってすぐできればいいんですが、水道管を下水道管を直すとなると相当かかるので、さっき言った素人の町長の考えも含めて9月補正予算で調査して、もし可能であれば常設ポンプを設置する方向で検討させていただいて、なるべく早く南浦用水路の水を下げて、そして、大浦区長の周辺の水が早く南浦用水に乗るようにしていきたい。ただ、南浦地区の方々のさっき言った側溝等もすぐにはできませんので、計画的に整備をさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） ありがとうございます。

では、9月予算でというお言葉もいただきましたので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、もう一つのごみ集積所の問題でございますけれども、数的には一般住宅用、アパート用、合わせて799カ所ということで種類も大別すれば3種類かなということでご回答いただきました。

現状で、やはり設備上問題があるのは、ばらばらなのかなというのが思っているところでございます。大別すれば大体3種類なんでしょうけれども、その中でも立派な設備もございまして、木製の箱型のも新しいものもそれはいいんでしょうけれども、結構古いものもございまして。それと住民の方々、行政区でいろいろ工夫しながらパイプで組み立ててネットを通してというようなところもございましたし、いろいろなところがあると思います。

そういう中で、最初に質問でお話ししたとおり、この柴田の町なかといいますか、景観・美観の観点から現状では問題があるかというように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 加藤議員、ご指摘のとおり、集積所の種類はさまざまですけども、それとは別に環境というか、ちゃんと整備されているところとか、そうでないネットと

かそのままになっているところといったところが少し見受けられますので、管理状況に差があるのではないかと感じております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 管理状況なんですけれども、一般的には環境美化実践委員の登録ですか、場所ごとに当番制で管理されているのが実態だと思うんですが、なかなかしんどいんですね。先ほど申しましたように違反ごみが多い場所、ルールどおりきちんと出している場所ということでまちまちなわけなんですけれども、当番制自体も1週間交代だとか、1カ月だとか1年ですよとか、いろいろなやり方をやっているところがあるかと思います。

現在、環境美化実践委員の制度というのは3年登録だと認識しておりますけれども、その期間でやっていることについていかがお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 環境美化実践委員は、公衆衛生組合連合会規約に基づいて、集積所に1名を選任することとなっております、任期は3年となっております。

従来、任期3年を満了して委員を務めている方がほとんどなんですけれども、最近先ほども町長が申したとおり、高齢化とかなり手が少ないということで行政区長がなられたり、環境美化実践委員の方がなられたり、なり手が少ないので3年じゃなくて1年交代とか2年でほかの人にかわるというような集積所もあるようでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 環境美化委員という登録制でやっているわけなんですけれども、3年というのは長いんじゃないかなという気が、私としてはしております。個人的な考えで申しわけないんですけれども、1年でいいんじゃないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 1年交代という考えもあるかと思うんですけれども、環境美化委員は公衆衛生組合から選任されて、ごみの集積の指導だけでなくて分類とか分別推進等の指導もするわけなので、1年交代よりも2年3年ということでキャリアを積んでいただくことによって指導力が上がるのではないかとということで、3年というふうに任期を設けていたわけだと思うんですけれども、議員がおっしゃる1年交代という案も今聞きましたので、公衆衛生組合と協議してまいりたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 1年という提案をさせていただいたんですが、3年というのは実態に合

っていないんじゃないかと思うんです。なかなか、正直いってなり手がいないんですね。やっている方であっても高齢化が進んでいるということもございますし、なかなか働いている方はなかなか厳しいということもございまして、そういうふうになっているわけですが、できるだけ経験積んだほうができるというものでもないんじゃないかなという気はいたしますけれども、そういう意味で毎年順番にじゃないですけども、担当させてごみ問題の共通認識を得たほうがいいんじゃないかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと先ほどのごみ集積所の設備でございますけれども、できるだけ統一を図ったほうがいいんじゃないかなと、美観の観点からもですね。そういう中で一番いいのはスチール型と申しますか、金網で囲んだようなものですね。それですと見た目も何ていうんですか、きれいとい申しますか、ネットをかける必要もないんですね。ただ、そういうスチールで囲んだようなやつというのは高額というのはよく知っているわけございまして、行政区でも先行して自主財源でやっているところ、まちづくりの助成金いただきながらやっているにしても、行政区では3割負担ということになっておりますので、たしかやっているところだと17万円ほどかかると聞いておりますので、3割負担ですと5万円ということになりますので、行政区で財源に余裕のあるところでしたらいいんでしょうけれども、一遍に10カ所だ、20カ所だなんて当然できるわけじゃないし、私の16区なんかは非常に財政的に厳しいものがありましたので、防犯灯の整備だけでそちらのほうはもうあとはできないという状況でございますので、ぜひとも行政で何か支援なりいただければありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 議員のおっしゃるとおり、値段についてはスチール製、確かに便利でいいんですけども、十七、八万円、1基かかるということございまして。それで、行政区によっては、まちづくりの補助金を利用して年度計画で5年や6年かけて設置しているところや、利用者から幾らかの負担をいただいているところもございまして。ただ、町といたしましても高額なものですから、町のほうで設置するというのは今のところできませんので、考えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 17万円ほどするというお話で伺っているんですが、そこまで費用的にかけなくても、例えばスチールで全部囲むというわけじゃなくて、どの辺までがいいかわかりませんが、上のほうはパイプ的なもので4本立ててネットでくるんじやうという方法ですと、多少は安価なもので対応できるんじゃないかと思うわけでありまして。

思いつきで申しわけないんですけども、花のまち柴田をPRする上でははなみちゃんの有効活用、その集積所の設備にマークをつけるとか、そんなことを発想しながら花のまち柴田をPRを図っていただければいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） ただいま、ご意見、はなみちゃんを使って環境美化、観光のまちに役立てたらいいんじゃないかというお話をお聞きしましたので、初めてのことなので返答に困るんですけども、考えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） 済みません、思いつきで今言ったものですから、ひとつご検討お願いしたいと思います。

済みません、最後に先ほど環境美化実践委員制度ということで公衆衛生組合の任命ということであったんですが、もう一つ環境指導員制度ってございます。これはいわゆるごみ集積所も担当しているのかどうかあれですけども、担当地区内の環境のチェックといいますか、確認を図って運動している方というふうに認識しておりますけれども、この環境指導員の方の支援といいますか、指導をいただきながらごみ集積所の管理を進めるというのはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 環境指導につきましては、町内18に区割りしまして環境美化委員がごみ集積所、特にごみ集積所に関して指導等を行っているのに対して、もうちょっと広い立場で、地域での環境指導を行っているのが環境指導員の役目です。ただ、環境指導員が美化委員も兼ねるということになりますと、なかなか一つ一つのごみ集積所までは管理は、大まかには毎月毎月報告はいただいているんですけども、全部の集積所まで管理報告いただくとすると、なかなかその辺は今の18人の体制では難しいんじゃないかと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（加藤 滋君） わかりました。

では、冠水対策並びにごみ集積所の問題については、住民の方々、非常に関心を持っているところでございますので、ぜひよりよい実効が図られるようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これにて2番加藤滋君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時24分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年6月6日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 3番 安 藤 義 憲

署名議員 4番 平 間 幸 弘